

評価対象

事務事業名	寿商品券等贈呈	開始年度	平成 9 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要

事業の目的	多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、お祝いの品を贈呈します。
事業の対象	9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
事業の概要	8月中旬から敬老の日の頃にかけて民生委員・児童委員等が本人に直接届けます。  贈呈額(区内共通商品券) 70歳(古希) . . . 5千円 77歳(喜寿) . . . 1万円 80歳(傘寿) . . . 1万5千円 88歳(米寿) . . . 2万円 90歳(卒寿) . . . 2万5千円 99歳(白寿) . . . 3万円 100歳以上の人 . . . 記念品・花束
根拠法令等	港区寿商品券等贈呈要綱

事業の成果

指標	指標1	贈呈数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5,963	5,679	95.2%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	7,261	6,801	93.7%	平成29年度				平成29年度				
平成30年度	7,330	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
お祝いを楽しみにすることで、高齢者の心豊かに充実した生活の支援に貢献しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	77,617	77,617	0	0	0	0	0	0	77,617	73,008	94%
平成29年度	86,617	86,617	0	0	0	0	-235	0	86,382	79,155	92%
平成30年度	88,003	88,003	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
高齢者の増加に伴い、平成30年度も事業費が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	1年を通して、対象年齢の問合せが多く、区民から非常に期待されています。一方で、一部地域で商品券の取扱い店が少ないなどのご意見があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	対象者や贈呈する金品は違いますが、港区も含め東京都61区市町村(特別区は他22区)で同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	民生委員・児童委員(77・80・88・90歳及び100歳以上)、いきいきプラザ職員(70歳)、各地区総合支所の管理職等(99歳)が直接訪問し進呈することで、発送等の経費が削減できていますが、高齢者の増加に伴い予算も増加しており、実施方法について工夫が必要です。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	100歳以上記念品贈呈事業(カタログから選定された品物を配送)
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	現在、区内共通商品券を扱っている店舗は、約1,600店舗と一部大型スーパー、約230の医療機関等で利用可能であり、年々増加傾向です。しかし、取扱い店が比較的少ない地域もあり、コンビニエンスストアなどより多くの店舗で利用拡大が望まれています。また配付時の民生委員・児童委員一人当たりの訪問数も増加しているため、実施手法の検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	高齢者の増加により民生委員・児童委員の負担の増加が挙げられていますが、高齢者の安否確認等の効果もあることから、見直しについては慎重な対応が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	社会の進展に尽くされた高齢者に敬意を表すとともに感謝の意を現すものとして必要です。
② 事業の効果性	4	寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、多くの高齢者に喜ばれています。また、民生委員・児童委員等が、直接手渡し、お祝いをするとともに安否確認にも役に立っています。
③ 事業の効率性	4	高齢者がライフスタイルに応じて必要なものを購入できるほか、港区の産業振興にも役立っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、本事業の目的に合致しており対象年齢も区民に定着し、一年を通して問い合わせがあり継続する必要があります。高齢者の増加に伴い、支出額の増加や各戸配付をする民生委員・児童委員等の負担が増加しています。対象年齢や贈呈金額、贈呈方法などの見直しについては、慎重な対応が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	老人保健福祉月間事業	開始年度	昭和 41 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	[長寿を祝う集い] 区内在住の75歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康を祝います。 [みなとほほえみ月間] 高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、区内民間事業者やボランティア団体等の協力を得てさまざまな行事を通じ、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を促します。
事業の対象	[長寿を祝う集い] 9月15日現在、75歳以上の区民 [みなとほほえみ月間] 60歳以上の区民
事業の概要	[長寿を祝う集い] 「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を行っています。 [みなとほほえみ月間] 区内民間事業者やミュージアムネットワーク等の協力による各種事業を実施しています。 ・区内ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別割引鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待
根拠法令等	老人福祉法

事業の成果												
指標	指標1	長寿を祝う集い参加者数			指標2	みなとほほえみ月間事業参加者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	3,800	2,767	72.8%	平成28年度	440	258	58.6%	平成28年度			
	平成29年度	3,200	2,909	90.9%	平成29年度	350	329	94.0%	平成29年度			
平成30年度	3,200	—	—	平成30年度	350	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	事業を開催することにより、外出機会の確保や学びなどを通じた生きがいがづくりに役立っています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	11,322	11,322	0	0	0	0	0	0	11,322	10,866	96%
平成29年度	10,950	10,950	0	0	0	0	11	0	10,961	10,484	96%
平成30年度	11,148	11,148	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	高齢者の増加により平成30年度も事業費が増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等

前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者のニーズも多種多様化しており、各事業において、さまざまなジャンルの中から催しものを選んでほしいとの要望があります。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	対象年齢に違いはありますが、他22区でも、長寿の集いや演芸、コンサートなど同様の事業が実施されています。	
コスト削減の工夫・余地	区内民間事業者やボランティア団体、いきいきプラザ職員等の協力により、さまざまな行事の運営を行うことで、経費の削減となっています。 さらに、企業のCSR等による協力を得て、公費負担を増やすことなく、より多くの区民が参加できるよう検討していきます。	
委託の有無	一部委託	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	[長寿を祝う集い] 芸能委託一式・招待状封入作業・DVD編集委託 [みなとほほえみ月間(みなとほほえみコンサート)] ホール音響調整等業務委託	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	高齢者の社会参加の促進を図るため、幅広いジャンルから催し物を選ぶとともに、休日に開催するなど参加しやすい実施日時等を検討する必要があります。 [長寿を祝う集い] 高齢者の増加が見込まれていることから、今後、会場の収容人数が限界となることが想定されその対応や、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催年については、会場や送迎バスの確保など課題があります。 [みなとほほえみ月間(みなとほほえみコンサート)] 港区内の豊富な文化芸術施策やボランティア団体、いきいきプラザ等の協力を得るため、関係機関が集まる各種連絡会・会議に参加するなどして、事業の周知を図り、より多くの区民に参加してもらえよう検討していきます。	
次年度へ向けた事務の改善点	アンケートなどにより、参加者から意見・要望を聴取するとともに、民間事業者やボランティア団体の更なる協力を得て、催事メニューの充実を図ります。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者の増加に伴い、今後も、区として敬老行事を実施する必要性があります。
② 事業の効果性	4	事業に対する区民の期待も大きく、外出の機会の確保や心豊かに充実した生活の支援に効果があります。
③ 事業の効率性	4	長寿を祝う集いについては、各地区総合支所ごとに地域を分け2部制にすることで、会場の混雑を防ぐとともにイベントを効率よく運営しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	外出機会の確保は、高齢者の人生をより一層豊かにするとともに、学びやスポーツを通じた生きがいづくり等の機会の充実に役立っています。自己の生活向上の意欲を促していくためには、引き続き継続が必要です。

No 169

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	男性高齢者の地域コミュニティ形成支援事業	開始年度	平成 28 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	28 新規
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

## 事業概要

事業の目的	元気な高齢者の地域活動や社会貢献活動の場や機会の充実を図り、男性高齢者の地域コミュニティ参加を促進します。さらに、高齢者の自主的なコミュニティ形成の機会につなげます。
事業の対象	社会参加に興味がある区内在住の50歳以上の男性高齢者
事業の概要	<p>平成29年度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学を行った後、ワークショップ（自己紹介、港区との関わり、これから関わりたい地域活動について等）を行い、親睦を深めるとともに、各自の地域貢献についてイメージし、具体的な活動のきっかけをつくります。</li> <li>区内の高齢者施設でボランティア体験を行った後、区内の高齢者施設でボランティア体験を行った後、ワークショップ（自己紹介、港区との関わり、これから関わりたい地域活動について等）を行い、親睦を深めるとともに、各自の地域貢献についてイメージし、具体的な活動のきっかけをつくります。</li> </ul>
根拠法令等	—

## 事業の成果

指標	指標1	イベント・ワークショップへの参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	225	91	40.4%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	45	44	97.8%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	30	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	参加率は上がっているものの、単発での事業実施では男性高齢者の定期的な社会参加につなげにくい状況にあります。											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,451	1,451	0	0	0	0	509	0	1,960	1,241	63%
平成29年度	1,324	1,324	0	0	0	0	103	0	1,427	1,317	92%
平成30年度	1,049	1,049	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	元気な男性高齢者が豊富な知識や経験を生かして、地域の様々な課題解決の担い手として活躍し、健康で生きがいをもって生活できるよう、男性高齢者の社会参加を促進していくことが求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	千代田区でも介護予防事業の一環として男性高齢者向け事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	いきいきプラザ、高齢者相談センター、介護予防総合センター（ラクっちゃ）で既に実施している男性高齢者向けの事業の充実などにより、本業務については廃止とすることが可能です。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	講習会開催支援業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	いきいきプラザ、高齢者相談センター、介護予防総合センター（ラクっちゃ）で数回継続して実施している男性高齢者向けの事業の場合は、講座内での友人関係や自主活動の発生なども見られます。しかし、単発物の事業となっており、継続性に欠ける本事業の場合は、男性高齢者の社会参加につながっているか効果の測定が困難なものとなっています。
次年度へ向けた事務の改善点	いきいきプラザ等で既に実施している男性高齢者向けの事業の充実などにより、男性高齢者の社会参加を促します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	2	事業効果に期待が出来ないため、必要性が高いとは言えません。
② 事業の効果性	2	男性高齢者の社会参加を促すためには、継続性に欠け効果が低いと考えます。
③ 事業の効率性	2	いきいきプラザ等で男性高齢者向けの事業を実施しているなかで、会場の確保や講師等の手配に掛る経費などを考慮すると効率性が低いものとなっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	いきいきプラザ等で通年で実施している事業に比べ、単独での事業実施は参加者同士のつながりや継続性が形成されにくく、その後の社会参加への動機づけとしての効果は低いと考えます。 今後、いきいきプラザ等で通年で実施している男性高齢者向けの事業を充実するなど、引き続き実施することで男性高齢者の社会参加を促します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	生活機能評価事業	開始年度	平成 20 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課介護予防推進係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	② 健康で自立した生活の支援		

事業概要

事業の目的	要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる65歳以上の人の早期発見を図り、介護予防事業へつなげることで要介護状態等になることを予防します。
事業の対象	介護保険の要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の人
事業の概要	区が実施する健康診査・各種がん検診等の機会を活用し、基本チェックリストを用いて日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。
根拠法令等	介護保険法、港区地域支援事業実施要綱、港区生活機能評価事業実施要領

事業の成果

指標	指標1	生活機能評価受診者数			指標2	介護予防事業対象者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	14,000	13,658	97.6%	平成28年度	2,000	1,851	92.6%	平成28年度			
平成29年度	14,000	13,414	95.8%	平成29年度	2,000	1,630	81.5%	平成29年度				
平成30年度	14,000	—	—	平成30年度	2,000	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
健康診査等受診者数のうち、生活機能評価を受診した人（基本チェックリスト実施者）は、平成29年度13,414人となっています。そのうち評価の結果、生活機能の低下がみとめられ介護予防事業への参加が望ましいと判断された人（介護予防事業対象者）は1,630人となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	20,053	20,053	0	0	0	0	0	0	20,053	19,510	97%
平成29年度	21,140	21,140	0	0	0	0	16	0	21,156	19,251	91%
平成30年度	21,310	21,310	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
高齢者の人口増に伴い受診者数の増加を見込んだため、平成30年度は事業費を増額しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者人口が増加していく中、これまでの事業実績(指標2)からみても、介護予防事業対象者数が大きく減ることはなく、今後も生活機能の低下がみられる高齢者が増えていくことが予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	「基本チェックリスト」は厚生労働省の通知に基づくもので、他自治体でも活用されている状況です。
コスト削減の工夫・余地	本事業は、単独で実施するのではなく、区が実施する健康診査等の機会を活用することで、より効果的に介護予防事業への参加を促しています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	生活機能評価実施委託、生活機能評価パンチ入力委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	生活機能評価の結果を活用してより効果的に介護予防事業につなげていくことができるよう更なる工夫を図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	生活機能評価を実施している港区医師会を始めとし、介護予防総合センターやいきいきプラザ、高齢者相談センター等と連携して、生活機能評価の結果の活用策や介護予防事業への参加につなげる方策などについて、引き続き検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者が要介護状態となることを防ぐためには、生活機能の低下を早期発見し、介護予防事業への参加へつなげる必要があります。
② 事業の効果性	4	健康診査等と同時に実施することにより、医師から直接健康に関する助言や個々の身体状況に合った介護予防事業の紹介を受けることができます。
③ 事業の効率性	4	健康診査等と同時に実施することにより、より多くの介護予防事業対象者を発見し、事業へつなげることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送りつづけることができるよう支援していくためには、生活機能の低下を早期に発見し、生活機能の改善に役立つ適切な情報を提供するとともに、区が実施する介護予防事業への参加を促していくことが重要と考えます。 本事業は、健康診査等と同時に実施しており、医師から直接個々の状況にあった助言、介護予防事業の紹介を受けることができることから、介護予防の普及・啓発に寄与しているものと考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

N o	171	平成30年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	高齢者単身世帯実態調査	開始年度	昭和 57 年度	
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—	
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する			
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備			

事業概要	
事業の目的	区内のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、区および民生委員・児童委員、消防署がひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。また、区における高齢者施策の基礎資料とします。
事業の対象	満65歳以上（平成30年度調査では生年月日が、昭和28年4月1日以前の人）の住民基本台帳上単身世帯のもの
事業の概要	昭和57年から毎年、区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、全数調査の結果を基に、続く2年度間は、全数調査でひとり暮らしと確認された人の調査を行うとともに、年齢到達者及び、前年度調査以降新たに転入された人、住民基本台帳上単身世帯となった人等を対象に調査を行います。
根拠法令等	—

事業の成果												
指標	指標 1	ひとり暮らしと確認できた高齢者数			指標 2				指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	7,048	6,708	95.2%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	6,865	7,962	116.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	8,056	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度の全数調査でひとり暮らしと確認された人及び、年齢到達者、前年度調査以降新たに転入された人、住民基本台帳上単身世帯となった人等を対象に調査を行いました。高齢者の増加等により当初予定より実績は増加しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度										決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	716	716	0	0	0	0	0	0	716	607	85%
平成29年度	1,319	1,319	0	0	0	0	19	0	1,338	1,318	99%
平成30年度	691	691	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	29年度は全数調査のため事業費は28年度より増加していますが、30年度は28年度と同等の調査内容となりますが、高齢者の増加もあり対象者数は増加するため事業費も28年度よりは増加することが見込まれます。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢者人口が増加する中、民生委員・児童委員の負担を軽減するため、不在宅への訪問は、原則1回とし、その際不在だった場合は不在連絡通知をポスティングすることとしました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者人口の増加とともにひとり暮らし高齢者の増加が想定され、実態把握が重要となります。地域における見守り体制の整備に向け、継続して実施する必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	中央区（ひとり暮らし高齢者等調査）、江東区（ひとり暮らし等高齢者世帯訪問調査）、大田区（ひとり暮らし高齢者一斉調査）、世田谷区（ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査）
コスト削減の工夫・余地	民生委員・児童委員が調査の際に使用するクリップボードは、寿商品券配布の際と兼用していただくとともに、破損時のみ交換としています。
委託の有無	一部委託 <span style="margin-left: 100px;">なし</span> <span style="margin-left: 100px;">一部委託</span> <span style="margin-left: 100px;">全部委託</span>
委託の内容	調査結果データ入力委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	高齢者人口の増加に伴い、単身世帯も増加も見込まれています。一方で、調査を希望しない元気高齢者や就労している高齢者も多く、民生委員・児童委員の訪問調査時にも不在のケースが多くなっているため、訪問調査については後期高齢者（75歳以上）を対象とするなどの検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	平成32年度の全数調査に向け、訪問調査対象者の見直しを検討します。見直しに当たっては、福祉総合システムの対象者の抽出方法等の変更も考えられるため、次年度中のシステム改修等も含め検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれ、今後も地域で支え合う体制が必要です。また、高齢者施策の基礎資料としても事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	高齢者施策の事業実施に当たっては役立っています。ただし、調査自体任意としているため、調査拒否者に対するの実態については、把握できていません。
③ 事業の効率性	4	高齢者施策の事業実施に当たっては役立っています。ただし、調査自体任意としているため、調査拒否者に対するの実態については、把握できていません。

※評価は、5：「極めて高い」、4：「高い」、3：「普通」、2：「低い」、1：「極めて低い」を目安に5段階で記

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	高齢者人口の増加に伴い、単身世帯の一層の増加が見込まれることから、ひとり暮らし高齢者の訪問調査による実態把握は重要となりますが、訪問調査については民生委員・児童委員の負担軽減を図る必要があります。また、一方で元気な高齢者や就労している高齢者で日常の見守りを手助けを必要としない高齢者も多く、今後、調査方法や調査対象年齢の引き上げなどについて検討を進めます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	認知症高齢者介護家族支援事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	認知症高齢者を介護する人に休養が必要となった場合又は認知症高齢者が緊急に保護が必要となった場合に業務委託した施設において認知症高齢者を一時的に保護し、短期入所生活介護と同等の介護サービスを提供し、認知症高齢者を介護する家族を支援します。
事業の対象	(1)区内に住所を有する認知症高齢者で、その人を介護する家族等の介護者が休養する必要があると認められるもの (2)認知症高齢者で、次のいずれかに該当するもの ①区内に住所を有し、家族からの虐待又は放置のおそれがあると認められる人 ②区内に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人 ③認知症によるはいかい等により区内で地域包括支援センター等に保護された人 ④老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定に該当する人
事業の概要	事業の1回の利用期間は、7日以内（最長14日まで利用可）とします。 利用を希望する認知症高齢者及びその家族等は、申請書を区長に提出し、利用の申請を受けたとき又は緊急に保護が必要と認めるときは、速やかに該当するか否かを審査の上利用の可否を決定し、利用決定通知書により申請者等に通知し、利用が開始となります。 利用者の施設への移送は、原則として申請者等が行います。また、利用者は、宿泊費5,000円、食事代1,600円、紙おむつなど生活用品等の実費を負担します。
根拠法令等	港区認知症高齢者介護家族支援事業実施要綱（平成23年3月31日付22港保高第1643号）

事業の成果

指標	指標1	延利用者数			指標2	延利用日数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	12	10	83.3%	平成28年度	100	91	91.0%	平成28年度			
	平成29年度	12	13	108.3%	平成29年度	100	89	89.0%	平成29年度			
	平成30年度	12	—	—	平成30年度	100	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	認知症高齢者を介護する家族等の負担を軽減することを目的とした家族支援事業であり、認知症高齢者の介護家族の緊急時の受け皿として、また認知症高齢者の在宅生活を支える事業として機能しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,236	9,236	0	0	0	0	0	0	9,236	9,191	100%
平成29年度	9,236	9,236	0	0	0	0	0	0	9,236	9,181	99%
平成30年度	9,736	9,736	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	要綱第10条に基づく費用の免除を適正に執行するため予算を増額しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図ります。また、マニュアルの活用により更なる利用率の向上を目指します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると見込まれるなか、介護を行う家族への支援事業は需要が多くなると見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他団体：未実施、類似事業有：地域包括ケアシステム在宅療養後方支援病床（平成29年度事業開始）、高齢者緊急一時保護事業（対象：医療行為を伴わない要支援・要介護高齢者）
コスト削減の工夫・余地	固定経費である職員確保料については適正であり、出来高払いであるベッド確保料についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	認知症高齢者を介護する者に休養が必要と認められる場合又は認知症高齢者が緊急に保護を必要とする場合に、施設において一時的に保護する業務
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	認知症高齢者を介護する家族への支援を行うことにより、認知症高齢者の在宅生活の限界点を引き上げ、在宅介護の継続が可能となっています。 平成29年度に引き続き、本事業を実施する施設（ありすの杜きのご南麻布）で高齢者緊急一時保護事業もあわせて実施することから、在宅支援係と連携を取りながら、円滑な施設の利用について体制を強化することが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	認知症高齢者の在宅生活を支援するためには、介護する家族等の疲弊を防止することが必要であることから、介護家族を支援する事業として継続していく必要があります。
② 事業の効果性	5	認知症高齢者を介護する家族支援としては効果的に機能しており、在宅介護の継続につながっています。
③ 事業の効率性	4	事業実施の手法等を見直し、平成28年度から本事業の実施施設（ありすの杜きのご南麻布）において本事業における空床を利用して類似事業（高齢者緊急一時保護事業など）を実施しており、さらに事業実施の効率化を図っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	認知症高齢者を介護する家族の休息を目的とした制度が他になく、需要の増加も見込まれているため、緊急時の受け皿として事業継続の必要性が高いと考えられます。地域包括ケアシステム在宅療養後方支援病床や高齢者緊急一時保護事業などの類似事業と連携し、高齢者相談センターの協力も得ながら、引き続き認知症高齢者の効果的な介護家族支援を図ります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者緊急通報システム	開始年度	平成 元 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	<p>&lt;高齢者緊急通報システム（消防庁方式）&gt;                  高齢者が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いて、東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の安全を確保します。</p> <p>&lt;事業者方式緊急通報システム&gt;                  高齢者が家庭内で病気や火災などの救急事態に陥ったとき、または一定時間トイレ等の利用がない場合に、専門の警備員が出勤して、安否の確認、救助等を行って高齢者の安全を確保します。</p>
事業の対象	65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人
事業の概要	<p>&lt;高齢者緊急通報システム（消防庁方式）&gt; （平成29年度末設置台数3台）                  費用：無料 設置する機器：主装置、救急ペンダント                  申込み：協力員の確保が困難等の理由から、平成13年4月以降の新規申し込みを受け付けていません（事業者方式緊急通報システムに移行しているため）。                  その他：鍵を預ける協力員の登録が必要です。</p> <p>&lt;事業者方式緊急通報システム&gt; （平成29年度末設置台数1,088台）                  費用：月額400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料）                  区負担割合：6/7（生活保護受給者及び住民税非課税者は100%）                  設置する機器：主装置、救急ペンダント、火災センサー、開閉センサー                  申込み：各総合支所区民課保健福祉係 各高齢者相談センター                  その他：利用者は鍵を事業者に預ける必要があります。</p>
根拠法令等	港区高齢者緊急通報システム事業運営要綱 港区事業者方式緊急通報システム事業運営要綱

事業の成果

指標	指標1	事業者方式緊急通報システム設置数			指標2	事業者方式緊急通報システム新規設置数			指標3	事業者方式緊急通報システム出勤回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	1,128	1,157		102.6%	平成28年度	200		147	73.5%	平成28年度
平成29年度	1,256	1,088	86.6%	平成29年度	200	142	71.0%	平成29年度	1,074	1,180	109.9%	
平成30年度	1,251	—	—	平成30年度	200	—	—	平成30年度	1,180	—	—	

指標から見た事業の成果  
緊急通報システムの設置数はわずかに減少していますが、出勤回数は増加し、このうち117件が実際に救助活動に繋がりました。緊急通報システム設置による見守りの効果は十分あると考えられます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	38,317	15,918	0	22,399	0	0	-177	0	38,140	37,928	99%
平成29年度	43,232	15,770	0	27,462	0	0	-4,085	0	39,147	38,772	99%
平成30年度	40,004	12,425	0	27,579	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
より一層、緊急通報システムの効果を高めるため、ライフリズムセンサー未設置者へのセンサー設置の取組を実施したことにより、28年度と比べてシステム設置数等は減少していますが決算額は増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	より一層緊急通報システムの効果を高めるため、ライフリズムセンサー未設置者へ、個別に周知し設置に向けた働きかけを実施しました。 263件中、30世帯の希望があり追加して設置することができました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	事業者方式緊急通報システムは、事業者に鍵を預けることに抵抗を感じる高齢者がいるため、鍵を預けないシステムの要望があります。また、部屋のレイアウトや電話線の有無によって設置できなかつたり、初期費用が生じる場合もあります。さらに、孤独を癒したり、おむつ交換等身体介護を要する呼び出しなど、本事業の目的から外れた要望も少なくないため、より丁寧な事業目的の周知が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全区が緊急通報システムを実施しています。 主な平成29年度実績：中央区289台、台東区279台、品川区612台、杉並区1,395台、荒川区1,042台、葛飾区768台、江戸川区1,025台
コスト削減の工夫・余地	本事業は、高齢者会対策区市町村包括補助事業補助金を活用して運営しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	受注者は、発注者の指示により指定された場所に、緊急通報システム事業を実施するために必要な機器の設置を行い、機器を利用する者からの緊急通報等への対応を24時間体制で実施します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、見守りの必要な高齢者の増加が予想されます。 ふれあい相談員等による本事業の普及啓発をさらに勧め、緊急通報システム設置数を増やすことで、見守り体制の充実を図ることが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	申請から機器設置までの流れを分かりやすく示した資料を申請者に渡すことで、手順を分かりやすくしています。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加する傾向から、今後も緊急通報システムによる見守りの必要性も高まっているため、事業継続が必要です。
② 事業の効果性	5	緊急通報システムを設置することで高齢者の安否確認ができるとともに、孤立死を防止することができるため、効果的です。
③ 事業の効率性	4	平成元年から消防庁方式を実施していましたが、都内で協力員の確保が困難なため、平成13年度以降事業者方式（事業者へ委託）を実施し、順次移行しており、効率的に事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、見守りの必要な高齢者の増加が予想されます。緊急通報システムを設置することで、在宅高齢者の24時間の見守りにつながり、高齢者の生活において、安全・安心の確保を図ることができます。 今度も、ふれあい相談員や高齢者相談センターなどによる訪問・相談を通して、緊急通報システムの更なる普及に努めていきます。

評価対象

事務事業名	高齢者虐待防止・養護者支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	本格的な高齢化社会の進行により、高齢者に対する虐待は年々増加し、その内容も深刻な状況にあります。このような状況の中、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、①国及び地方公共団体の役割、②国民の責務、③高齢者福祉に職務上関係のある者等の責務、が明示されました。この法に基づき、港区として高齢者の虐待防止対策を進め、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら安心して暮らせる社会の構築を目指します。
事業の対象	・ 区民 ・ 高齢者虐待の被害者、高齢者を養護する人 ・ 高齢者虐待の被害者及び養護者への支援に係る関係機関等
事業の概要	1 地域のネットワークを活用した高齢者虐待の防止・対応の充実 2 関係機関職員を対象とした研修会の開催 (1) 研修会（平成28年度年6回・平成29年度年5回実施、平成30年度年5回実施予定） 3 高齢者虐待相談・通報受理 4 養護者支援 (1) 「介護家族の会」の開催支援（区内5ヶ所、各月1回開催） (2) 介護家族サポーター養成講座（半日×3回）
根拠法令等	高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 港区高齢者虐待防止対策推進要綱

事業の成果

指標	指標1	高齢者支援者（相談従事者）向け研修参加者数			指標2	介護家族サポーター養成講座受講者数			指標3	養成講座受講後、サポーター登録した数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	90	74		82.2%	平成28年度	20		15	75.0%	平成28年度
平成29年度	75	78	104.0%	平成29年度	20	15	75.0%	平成29年度	5	2	40.0%	
平成30年度	75	—	—	平成30年度	20	—	—	平成30年度	5	—	—	

指標から見た事業の成果

・ 高齢者支援者（相談従事者）向け研修については「年6回開催では、業務との調整から全回参加が難しい」との意見を受け、平成29年度から年5回開催としました。その結果、参加者が予定数を上回る結果となりました。  
 ・ 介護家族サポーター養成講座については、内容を精査し開催日程を減らすなど、参加しやすいよう工夫しましたが、平成29年度は、平成28年度と同様の参加者数に留まりました。その中で、何等かの形でボランティアには携わりたいという方が11名いましたが、既に他のボランティアに参加していたり、自身が介護を抱えているなどの事情により、介護家族サポーターに登録した方は平成28年度と同様の2名となりました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,467	734	0	733	0	0	0	0	1,467	1,458	99%
平成29年度	1,392	697	0	695	0	0	0	0	1,392	1,209	87%
平成30年度	1,394	697	0	697	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

・ 高齢者支援者（相談従事者）向け研修及び介護家族サポーター養成講座共に、参加者から頂いた意見を基に、平成29年度は内容を精査し、開催日程を減らすなど一定の見直しを行い、予算の効率的な削減を行いました。その結果、平成28年度と同等またはそれ以上の結果を出すことが出来たため、平成30年度の事業費は横ばいとなりました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢者支援者(相談従事者)向け研修及び介護家族サポーター養成講座共に、参加者からの意見を基に開催回数を減じ、内容の精査を行いました。その結果、研修については参加者が予定数を上回りました。また、講座についても平成28年度と同様の結果を残すことができました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	今後、高齢者人口の増加とともに、要介護者や認知症の人も増加していきます。それに伴って、高齢者虐待の件数も増加することが予想されることから、高齢者虐待防止の啓発や、個々のケースへの適切な対応、養護者の支援は一層重要となります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	高齢者虐待防止に関する普及啓発や、職員・従事者への研修や、介護家族の会の開催及び支援は、多くの区で実施しています。また、介護者に対して、臨床心理士による介護や心の相談事業を行っている区もあります。(北区・杉並区)
コスト削減の工夫・余地	高齢者支援者(相談従事者)研修及び介護家族サポーター養成講座共に、参加者から頂いた意見を基に一定の見直しを行い、予算の効率的な削減を図りました。また、引き続き「高齢社会対策区市町村包括補助金」を活用することにより、財源確保に努めていきます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	・高齢者支援者(相談従事者)向け研修事業 ・介護家族サポーター養成事業
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	高齢者虐待通報件数は、以前と比べて増加傾向にあり、また複雑で困難性の高いケースが多くなっているため、より現場のニーズに合った高齢者支援者(相談従事者)向け研修を実施していく必要があります。 介護家族サポーター養成講座については、参加者の意見を基に、継続して内容の精査を図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	高齢者支援者(相談支援者)向け研修及び介護家族サポーター養成講座ともに、参加者から頂いた意見を基に、内容を精査し充実を図っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者虐待防止の普及啓発や、高齢者支援者(相談従事者)向け研修等による対応能力の向上は、急激な高齢化が進む中、重要性を増しています。また養護者支援は、虐待を防止するためにも充実させることが必要です。
② 事業の効果性	4	高齢者支援者(相談従事者)向け研修は、対象をふれあい相談員やサポートみなと職員にも広げ、認識共有と連携を図っています。また、養護者に係る精神疾患を伴う困難ケースやセルフ・ネグレクト等に対応するため、それらの専門家による研修も実施していきます。
③ 事業の効率性	4	高齢者支援者(相談支援者)向け研修及び介護家族サポーター養成講座共に、参加者から頂いた意見を基に平成29年度に見直しを行い、一定の成果を得ています。今後も、内容の精査を行い、充実を図っていきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	高齢化社会が急速に進行していく中、高齢者が尊厳を保ち安心して暮らせる社会を構築するため、高齢者虐待の防止を図ることが重要です。また、そのための体制を構築することは、法律で地方自治体の責務であると定められていることから、高齢者虐待防止事業の内容や手法について、改善を図っていくことを前提としながら、今後も継続していく必要があります。これまでの実態を踏まえて、課題の捉え方や事業のあり方を、より効果的に行えるよう検討していきます。具体的には、高齢者相談センターと区の間で隔月開催している会議体である「権利擁護検討グループ」を活用して、高齢者相談センター間の情報共有を行うとともに、課題の抽出とその解決に向けた検討を行い、効果的な事業が実施できるよう取り組んでいきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者緊急一時保護事業	開始年度	平成 16 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	在宅の要介護・要支援高齢者等が、介護者の緊急事態等により、一時的に在宅で介護が受けられなくなった場合に、介護老人福祉施設を利用し、緊急時の介護サービスを行います。
事業の対象	在宅での介護への復帰が可能な次の要件に該当する人 ①港区に住所を有し、家族からの虐待または放置が認められる人 ②港区に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人 ③認知症等による徘徊により港区内で高齢者相談センター（地域包括支援センター）等に保護された人 ④港区に住所を有し、介護者の緊急事態で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人保健施設等の利用が困難な人
事業の概要	在宅の要介護・要支援高齢者等が、在宅での介護が一時的に困難となり、緊急に施設での介護が必要となった場合、介護老人福祉施設（「ありすの杜きのご南麻布」「サン・サン赤坂」「洛和ヴィラ南麻布」「新橋さくらの園」）で短期間（7日間まで。区長が認めるやむを得ない場合は最大14日間）介護を行います。 介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）、入所前検診にかかる費用の負担があります。
根拠法令等	港区高齢者緊急一時保護事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	ありすの杜きのご南麻布 延利用日数（日）			指標2	サン・サン赤坂 延利用日数（日）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	263	73	27.8%	平成28年度	28	28	100.0%	平成28年度			
平成29年度	80	14	17.5%	平成29年度	84	43	51.2%	平成29年度				
平成30年度	33	—	—	平成30年度	84	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
 平成29年度の実績は前年と比較し、約半数に減少しています。  
 ケアマネジャー向け説明会等で事業の概要や対象要件の周知を強化や協力依頼したことで、緊急一時保護の利用に至らなくても、介護保険のショートステイや他の支援との組み合わせにより解決した事例が増加した効果といえます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,876	2,438	0	2,438	0	0	-1,884	0	2,992	1,245	42%
平成29年度	3,743	1,872	0	1,871	0	0	-1,806	0	1,937	1,894	98%
平成30年度	3,335	2,172	0	1,163	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 実績件数としては減少しましたが、徘徊で警察などに保護された身元不明の高齢者等比較的困難な場合に対応する、サン・サン赤坂での利用日数が増加したため、執行率も共に増加しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	要支援・要介護認定を受けていない人も対応が必要な場合が増えてきたため、認定を受けていなくても必要であれば本事業の対象となるよう要綱改正をしました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	近年、介護者の精神的・肉体的疲労からくる高齢者への虐待を理由に、緊急一時保護の利用につながる深刻な場合が増加してきています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区以外の22区中19区で同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	利用者には、介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）、入所前検診にかかる費用の負担があります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	区からの依頼に基づき、短期入所生活介護（ショートステイ）として介護サービスを提供します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	虐待による当事業の利用者が増加してきていますが、虐待は、家族が世間の目を気にして表面化することをおそれ、相談につながらないような潜在的な場合が少なくありません。したがって、様々な機関、関係者がつながりを持ち、そのような虐待ケースを発見し、緊急一時保護を含めた福祉サービスへつなげていくことが重要です。また、入所前に実施する感染症の有無の検査結果により、感染症やその疑いが出た場合の受け入れ施設が確保できていないなど、事業の課題についての対応が急務です。
次年度へ向けた事務の改善点	緊急一時保護が必要になった場合に速やかに対応できるよう、ケアマネジャー、高齢者相談センター、総合支所、警察等関係機関と、日頃から虐待の恐れがあるケースの情報共有など危機管理を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	虐待や認知症徘徊等の緊急一時保護を必要とする高齢者は、今後も増加が予想されるため、事業の継続が必須です。
② 事業の効果性	5	緊急一時保護事業は、社会情勢および社会的な要因だけでなく、一時保護後、在宅に戻った後の利用者本人及び家族の生活にも、関係の改善など効果は十分であると見られています。
③ 事業の効率性	4	平成28年度から、ありすの杜さきのこ南麻布において、認知症高齢者介護家族支援事業を利用していない時に高齢者緊急一時保護の利用ができる仕組みとし、経費の効率性を図りました。より一層安定した事業とするために、利用枠の拡充を進め、2施設の特別養護老人ホームの空床を利用できるよう協定を結んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	緊急時の受入施設の確保や、入所前に感染症の有無などを検査する検診の体制、万一感染症（その疑い）が出た場合の受け入れ施設の確保など、様々な検討課題はありますが、事業については継続の必要性があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者緊急医療短期入所	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	在宅の要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等によって一時的に在宅で介護が受けられなくなり、かつ医療対応が必要で介護保険のショートステイ等のサービスが受けられない場合に、医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う看護を行い、要支援・要介護高齢者の在宅生活の維持・継続を図ります。
事業の対象	次の要件すべてに該当する人 (1) 港区に住所を有する人 (2) 要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された人 (3) 介護者が緊急事態等で一時的に自宅での介護が受けられず、かつ医療対応が必要で介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用が困難な人 (4) 短期の入所により、在宅への復帰が可能な人
事業の概要	医療対応が必要な要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等（介護者の病気、入院や親族の葬式）で一時的に在宅での介護が受けられない場合、医療施設で短期間、介護者に代わり支援を実施します。 利用者には、医療保険の自己負担分、病院給食代、おむつ代などのその他必要な経費の負担があります。 緊急時対応により利用するため、社団法人東京都港区医師会が指定する病院（古川橋病院・西原病院）のベッドを常時1床確保しています。義務的経費である①ベッド確保料、②事務手数料を区が社団法人東京都港区医師会に前金で支払いします。また、利用実績に応じた③衛生看護経費利用実績分、④医療保険適用外経費については履行確認後に区が社団法人東京都港区医師会に支払います。
根拠法令等	港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱（平成14年3月7日付13港保介第778号）

事業の成果

指標	指標1	利用日数 (古川橋病院・西原病院)			指標2	利用者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度				
		365	14	3.8%		52	1	1.9%				
		365	19	5.2%		52	3	5.8%				
		365	—	—		52	—	—			—	—
指標から見た事業の成果	医療対応が必要なために、特別養護老人ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）などが利用できない要支援・介護高齢者を介護する家族のレスパイト（休息）事業として機能しています。利用実績は伸びていませんが、緊急を要する要支援・要介護高齢者及び介護をする家族のセーフティネットとして必要な事業です。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,133	2,067	0	2,066	0	0	0	0	4,133	4,072	99%
平成29年度	4,075	2,038	0	2,037	0	0	0	0	4,075	4,073	99.95%
平成30年度	4,088	2,052	0	2,036	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	固定経費である①ベッド確保料、②事務手数料については適正であり、実績に応じて支払う③衛生看護経費利用実績分についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	今後、後期高齢者が増加すると見込まれ、それに伴い医療対応が必要な要介護者の増加も想定されるなかで、介護者の急な要件や休息に対応できる本事業は、医療対応がある要介護高齢者等を介護する家族支援事業として、また、医療行為を伴う在宅の要支援・要介護高齢者のセーフティネットとして、今後も受け皿として維持する必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他団体：未実施、類似事業有：地域包括ケアシステム在宅療養後方支援病床（平成29年度事業開始）、高齢者緊急一時保護事業（対象：医療行為を伴わない要支援・要介護高齢者）
コスト削減の工夫・余地	東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業（補助率1/2）の対象となっています。平成30年度も同様に補助金の申請を行う予定です。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱（平成14年3月7日付13港保介第778号）に基づく事業
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム等）では、看護師の加配置などにより医療対応がある高齢者について一定の受け入れ（入所、ショートステイ）を行っていますが、高齢者福祉施設では限界があります。そのため、高齢者福祉施設を利用できない医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を保護することで在宅生活の維持、継続が図れています。
② 事業の効果性	5	医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援事業が他にはないため、事業を維持していることは十分な効果を有します。
③ 事業の効率性	4	病院のベッドの確保など事業実施にあたっては、東京都港区医師会の協力が不可欠です。高齢者緊急一時保護事業などとの連携などとの連携を図るなかで、事業実施の効率性が高まる可能性はあると思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	病院のベッド確保など東京都港区医師会の協力を得て実施しており、費用面についても固定経費と実績による経費の二重構成にするなど工夫しています。医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族を支援する制度がほかにないことから、事業の継続の必要性は高いと考えます。 ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 <p>           今後は、ケアマネジャーの研修会などを通じ、引き続き周知を図り、利用者の促進を図るとともに、在宅医療後方支援病床事業や高齢者緊急一時保護事業などの事業と連携を図り、医療対応が必要な要介護高齢者を支援します。         </p>

評価対象

事務事業名	高齢者世帯等防災用品あっせん事業	開始年度	平成 24 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等を対象に、防災用品をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の安全を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。
事業の対象	①65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の人 ②65歳未満の者であって、次のアからウまでのいずれかに該当するひとり暮らしのもの又は該当する者のみの世帯の人 ア身体障害者手帳1級、2級又は3級を有する人 イ愛の手帳1度又は2度を有する人 ウ精神障害者保健福祉手帳1級を有する人 ③母子保健法第6条第1項に規定する妊産婦のうち、母子健康手帳を発行された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦 ④高齢者、②アからウまでに掲げる人及び③に掲げる人のみの世帯の人 ※1世帯につき1回限りの助成としています。
事業の概要	・防災用品を自身で準備することが困難な、ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等に防災用品をあっせんします。 ・生活保護受給者は自己負担なし、住民税非課税者は自己負担1割、住民税課税者は全額自己負担としています。
根拠法令等	港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	申請者（高齢者分）			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	180	238	132.2%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	230	145	63.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	212	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成28年度は熊本地震の影響もあり、実績が伸びたと考えられます。平成29年度は長寿を祝う集いや、みなと区民まつりでのチラシの配布、新規対象者等への周知を行いました。前年度に比べあっせん件数は減少しました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,667	1,667	0	0	0	0	617	0	2,284	2,283	100%
平成29年度	2,161	2,161	0	0	0	0	-568	0	1,593	1,334	84%
平成30年度	2,052	2,052	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	前年度に比べあっせん件数が減少したため、決算額も減少しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	長寿を祝う集いやみなと区民まつりにて、チラシを配布し周知を行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	課税世帯と非課税、生活保護世帯との自己負担額に大きな差があるため、課税世帯も安価であっせんして欲しいとの区民からの意見があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	防災用品は、社会福祉法人、民間企業でも取り扱いがありますが、防災課にあわせて実施しています。
コスト削減の工夫・余地	毎年、入札であっせん業者を決定しています。 また、あっせんの助成は1世帯1回限りとしています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請者から注文された防災用品を発送します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	申請者が注文したことを忘れてしまったり、必要のないものを注文したため、「キャンセルをしたい」と家族から言われる場合があります。受付時の丁寧な説明が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	平成30年度途中から、防災課が行っている防災用品あっせん和各部署（高齢者、障害者、妊産婦）の防災用品あっせん事業を統合し、区民にとって分かりやすい制度とします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	平成29年度は、平成28年度より申請者数は減りましたが、今後も増加が見込まれ、高齢者による防災の備えのため事業継続の必要性があります。
② 事業の効果性	4	対象者に防災用品をあっせんすることは、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等に防災用品を普及させる効果が高いです。
③ 事業の効率性	4	災害時の備えは自助が基本なので、支援の必要性が高い生活保護受給者及び住民税非課税者のみに区の補助があることは有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	災害時の備えは、「自助」が基本ですが、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯のうち、生活保護受給者や住民税非課税者は、特に支援が必要です。防災用品を安価であっせんすることで支援が必要な高齢者の安全を確保する効果が高いといえます。 防災課に統合したうえで、引き続き支援を継続する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者セーフティネットワーク	開始年度	平成 19 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区と連携を図り、地域のセーフティネットワークを構築します。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等）</li> <li>・ 高齢者の見守りに参加する区民</li> <li>・ 高齢者の見守りに参加する関係機関、区内事業者</li> </ul>
事業の概要	<p>①高齢者セーフティネットワークの構築の推進 民生委員・児童委員、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察、消防や高齢者相談センターなどの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を開催し、地域での日々の見守りなどについて、情報交換や協議を実施します。</p> <p>②事業者との見守りの連携の推進 地域における高齢者の見守りを充実させるため、地域で配達や戸別訪問などを行っている事業者等と高齢者の見守りに関する協定等の締結をすることにより連携を進めます。</p> <p>③見守りのための講習会の開催 高齢者の異変などにいち早く気づくとともに、適切な相談機関に連絡できるよう、高齢者の特色や見守りのポイントなどの講習会を各地区で定期的に開催し、見守りへの理解と協力を区民等に呼びかけ、地域における見守りの輪を広げます。</p> <p>④高齢者熱中症対策 高齢者の熱中症を防ぐために、熱中症注意喚起のチラシの送付や民生委員やふれあい相談員が訪問時に配布等を行います。また広報にも注意喚起の記事を載せ啓発を行います。</p>
根拠法令等	港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	港区高齢者地域支援連絡協議会開催回数			指標2	高齢者の見守りのための講習会開催			指標3	活動報告会開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	2	2		100.0%	平成28年度	10		15	150.0%	平成28年度
平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	10	15	150.0%	平成29年度	1	1	100.0%	
平成30年度	2	—	—	平成30年度	15	—	—	平成30年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果

概ね目標は達成できています。今後も引き続き定期的な高齢者地域支援連絡協議会、高齢者見守り講習会、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会を行って行き、事業の強化を図ります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,484	1,132	129	223	0	0	87	0	1,571	1,514	96%
平成29年度	1,371	395	384	592	0	0	—	0	1,371	1,184	86%
平成30年度	1,495	557	562	376	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

事業内容に変わりはありませんが、冊子等の印刷を必要に応じて隔年とするなどのコスト削減を行いました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、見守りに関する協定締結と同様に、障害者や子どもの見守りや不審者対応も含んだ「港区ながら見守り連携事業」とも連携し、日常業務をしながら見守りに協力してもらうことで、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	セーフティネットワークについては、協定もしくは覚書、登録制、届出制など、自治体によって差があります。
コスト削減の工夫・余地	講習会等の講師をふれあい相談員等が実施したり、高齢者相談センターのイベントと同時に開催することで、コスト削減に努めています。 また、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国庫補助金）を活用しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	協定をもとに事業者と協力して行く事業のため、引き続き委託の可能性はありません。
事業の課題	港区高齢者地域支援連絡協議会については、保健福祉課の新たな組織である地域包括ケア推進担当とともに、様々な協議会の集約を検討します。
次年度へ向けた事務の改善点	見守り協定先や区民から連絡が入った場合の、安否確認を取るまでの方法を明確にするとともに、関係機関との連携方法をより一層確立します。そのために、協定先の14事業所へ再度訪問をし、日ごろから訪問などで高齢者の異変を早期に把握し、必要な支援を適切に行うなど地域の高齢者の見守りについての協力と、引き続き、認知症の疑いなど異変に気付いた時には、高齢者相談センター等に連絡していただくよう再確認をします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後も、高齢者の見守りについて、広く区民や関係機関、地域で活動する事業者等に周知が必要と考えます。
② 事業の効果性	4	関係機関同士が顔の見える関係となることによって、情報共有の円滑化が図れます。協定先の事業者と高齢者の見守りについて連携することは、高齢者の異変にいち早く気づくことにつながります。
③ 事業の効率性	4	協定先事業者と見守りに関する勉強会を行うなど、さらに見守り体制の強化をします。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	高齢者の増加が予想されており、今後もセーフティネットワークの構築は重要です。今後は、見守り協定先の事業者をはじめとする地域で活動する民間事業者等と、高齢者の見守りについての勉強会などを引き続き実施し、見守り協定先事業者等や区民から連絡が入った場合の、安否確認を取るまでの方法を明確にするともに、関係機関との連携方法をより一層確立させ、さまざまな事業者との連携を拡充していきます。

評価対象

事務事業名	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	ふれあい相談員が、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅等を訪問し、福祉サービス等の相談を受け、必要なサービスや支援につなげることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	[ふれあい相談員の訪問対象者] 単身世帯実態調査結果をもとに、介護保険や区の高齢者サービス等の利用のない人で ①70歳以上のひとり暮らし高齢者 ②75歳以上の高齢者のみの世帯 ③地域等から相談のあった65歳以上の高齢者
事業の概要	総合支所の所管区域ごとに、福祉の専門職員である「ふれあい相談員」を配置し、積極的に地域に出向き、高齢者の困りごとなどを受けるとともに、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所や高齢者相談センター（地域包括支援センター）と連携して、ひとり暮らし高齢者等の見守りや、高齢者の生活実態に即した支援を行います。 具体的な内容は、以下のとおりです。 ①高齢者の生活実態の把握、情報収集、台帳作成及び安否確認 ②高齢者への支援 ③緊急時の対応 ④関係機関との連携及び会議等への出席
根拠法令等	港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	訪問対象者訪問率			指標2	訪問対象世帯訪問率			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3,245	3,153	97.2%	平成28年度	1,611	1,589	98.6%	平成28年度			
平成29年度	3,204	3,066	95.7%	平成29年度	1,734	1,688	97.3%	平成29年度				
平成30年度	4,082	—	—	平成30年度	1,806	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
訪問対象者及び訪問対象世帯の訪問率95パーセントを超えるなど、高齢者の実態把握において、一定の成果が上がっていると言えます。  
また、平成29年度の単身世帯実態調査は、3年に1度の全数調査であったため、平成30年度の訪問対象者及び世帯が増えています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	71,869	46,119	0	25,750	0	0	-566	0	71,303	71,283	100%
平成29年度	70,753	45,003	0	25,750	0	0	0	0	70,753	70,722	100%
平成30年度	71,228	45,478	0	25,750	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
毎年、委託費内訳が適正であるか精査をしています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	ふれあい相談員は、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅等をアウトリーチによる訪問を実施しているため、各種サービスが必要と感じた時は、生活実態に即したサービス導入につなげることができるように、各種サービスの申請書をその場で受け付けることを可能としています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都補助金である高齢者見守り相談窓口設置費助成の活用を東京都内の多くの自治体も行っています。23区中11区が実施。 港区では手挙げ方式ではなく、見守りにつながる介護保険サービスや区の高齢者サービス受給のない方を中心に、アウトリーチによる訪問をしています。
コスト削減の工夫・余地	高齢者相談センターを指定管理する法人に業務委託することで、連携を強化することができ、費用対効果が高いと言えます。また、高齢者見守り相談窓口設置費助成(東京都補助金)を活用しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	①高齢者等の生活実態等の把握、情報収集、台帳作成及び安否確認 ②保健福祉サービスの案内や申請手続支援 ③緊急時の連絡、訪問、救助等必要な支援 ④会議への出席と関係機関との連携 ⑤実績報告の提出
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	オートロックであったり、マンションの入り口に入る前にコンシェルジュや管理人に訪問を断られるなど、セキュリティの高いマンションが増え、対象者と会うまで困難な場合があります。
次年度へ向けた事務の改善点	ふれあい相談員は関係機関との連携のもと、高齢者の生活実態に即した支援のつなぎ役であるという役割について、区民や関係機関等に対して、ふれあい相談員による見守り講習会や高齢者見守り活動報告会等とおして充実させます。 また、生活支援体制推進事業とおして、マンション管理人等に対する高齢者の見守りに関する講習会等の実施を呼びかけ、アウトリーチによる訪問について理解を得るなど、セキュリティの高いマンション等とのつながりを持てるように働きかけます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	5	民生委員・児童委員や高齢者相談センター等と連携を今後も行うとともに、高齢者の見守りについてさらに区民へ広げていく必要があります。
②事業の効果性	5	一人ひとりの高齢者の必要性に応じて、ふれあい相談員は、訪問先のその場で福祉サービスの申請を受け付けることができるため、とても効果を発揮しています。
③事業の効率性	4	介護保険や区の高齢者サービス利用のない高齢者宅へ訪問することは、必要な人に必要な福祉サービスを利用するきっかけとなることから、効率性があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	福祉の専門職員であるふれあい相談員は、区民からの認知度も高くなり、現在も様々な関係機関や地域の方と連携をして、高齢者の見守りをはじめ、孤立化など対応が困難な場合の発見や福祉サービスへのつなぎを行っています。 今後も高齢者人口の増加が見込まれるため、引き続きアウトリーチの手法を用いて積極的な訪問活動を継続します。

評価対象

事務事業名	高齢者自立支援住宅改修支援事業等	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要

事業の目的	高齢者が居住する住宅を改修することによって、介護の軽減や転倒予防など在宅での生活の質を確保します。
事業の対象	65歳以上の高齢者で、それぞれの事業における一定の要件を満たした方
事業の概要	<p>以下の項目について、助成します。                  なお、それぞれの事業には、所得に応じて利用者負担があります。</p> <p>(1) 自立支援住宅改修給付                  ・ 予防給付（手すりの取付け、段差解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え、その他これらの工事に付帯する工事）【助成限度額：200,000円】                  ・ 浴槽の取替え【助成限度額：379,000円】                  ・ 流し、洗面台の取替え【助成限度額：156,000円】                  ・ 便器の洋式化【助成限度額：106,000円】</p> <p>(2) 高齢者昇降機設置費助成【助成限度額：最大1,332,000円】</p> <p>(3) 共同住宅バリアフリー化支援【助成限度額：対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1】                  ・ 段差解消、手すりの設置、床のノンスリップ化【助成対象限度額：700,000円】                  ・ 段差解消機の新設【助成対象限度額：8,000,000円】                  ・ エレベーターの新設【助成対象限度額：20,000,000円】                  ・ 既存エレベーターのバリアフリー化改修【助成対象限度額：3,000,000円】</p> <p>(4) 自立支援住宅改修等コーディネート【利用者負担：無料】</p>
根拠法令等	(1) 港区高齢者自立支援住宅改修給付事業要綱 (2) 港区高齢者昇降機設置費助成事業実施要綱 (3) 港区共同住宅バリアフリー化支援事業実施要綱 (4) 港区高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	自立支援住宅改修給付件数			指標2	昇降機設置費助成給付件数			指標3	共同住宅バリアフリー化給付件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	161	123	76.4%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	5	5	100.0%
平成29年度	169	130	76.9%	平成29年度	1	3	300.0%	平成29年度	6	8	133.3%	
平成30年度	137	—	—	平成30年度	2	—	—	平成30年度	9	—	—	

指標から見た事業の成果  
 自立支援住宅改修給付及び昇降機設置費助成事業、共同住宅バリアフリー化支援事業の実績は、共に前年度よりも増加しました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	43,962	22,349	0	18,932	2,681	0	1,246	0	45,208	38,808	86%
平成29年度	51,276	22,592	0	20,020	8,664	0	-5,457	0	45,819	44,678	98%
平成30年度	36,836	17,730	0	15,504	3,602	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 決算額は、ほぼ横ばいです。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区保健福祉基礎調査(平成26年3月及び平成28年3月)において、今後も自宅での介護を希望する割合が高くなっていることから、高齢者が地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保が求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	自立支援住宅改修に関しては、23区すべてで類似事業を実施しています。一方で、昇降機設置費助成や共同住宅バリアフリー化支援事業のような事業を行っている自治体は少数です。
コスト削減の工夫・余地	自立支援住宅改修及び昇降機設置費助成事業に関しては、東京都の高齢社会対策包括補助事業(区負担割合1/2)を活用し、補助金による歳入確保に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	共同住宅バリアフリー化支援事業及び自立支援住宅改修等コーディネートは、本事業の申請時に、利用者の身体状況に適合した改修内容になるようにアドバイスするとともに、見積価格や施工が適正であるか審査します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	高齢者人口が増加傾向の中、在宅での生活の質を確保するため、自立支援住宅改修等へのニーズが高い状況です。今後、マンション等の入居者の高齢化もあいまって、共同住宅バリアフリー化支援について、対象要件や助成内容の見直しを視野に入れた検討をしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	介護保険法の改正や消費税の税率変更等の社会情勢の変化により、対象要件や助成内容等について、今後も見直しが必要です。また、区内において居住地と住民票の所在が異なるケースが少なくないなど、事業対象の明確化を行います。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者の安心・安全な住まいの確保のため、区民ニーズは高く、事業を継続していく必要があるといえます。
② 事業の効果性	4	介護の軽減や転倒予防など在宅生活の質の確保につながっています。
③ 事業の効率性	4	共同住宅バリアフリー化支援事業及び高齢者自立支援住宅改修等コーディネーターによる調査に基づき、優良で効果的な工事が行われていることから、事業の実施手段は妥当かつ効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	本事業の住宅改修によるバリアフリー化で、転倒予防や介護の軽減など、高齢者が在宅で安全安心に住み続けられる住まいの確保が実現することから、重要な事業であり、継続が必要です。

評価対象

事務事業名	高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん	開始年度	平成 4 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要

事業の目的	住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、高齢者等の良好な居住環境の確保を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯 ① 独立して日常生活を営むことができること ② 立ち退きを求められている（その理由が自己の責めによる場合を除く。）、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住居に居住していること
事業の概要	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。 なお、あっせんが成立した場合、次の①及び②の実際に要した額を助成します。（限度額・所得制限あり） ① 礼金相当分（家賃月額2倍以内） ② 仲介手数料相当分（家賃月額以内） あっせんの受付、決定、助成等は、各総合支所区民課で実施しています。 高齢者支援課では、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に対して、協定に基づき、年間の事務経費として毎年10万円を支払っています。 また、連帯保証人となる親族などがない高齢者のために債務保証制度があり、民間の債務保証会社と協定を結んでいます。
根拠法令等	港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	あっせん件数（申込件数）			指標2	成立件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5	1	20.0%	平成28年度	5	2	40.0%	平成28年度			
平成29年度	5	7	140.0%	平成29年度	5	1	20.0%	平成29年度				
平成30年度	5	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
指標に示した実績は当初予定に届かない件数となっていますが、各総合支所や高齢者相談センターに寄せられる住宅に関する相談件数自体は少なくない現状があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	149	149	0	0	0	0	0	0	149	146	98%
平成29年度	100	100	0	0	0	0	0	0	100	100	100%
平成30年度	147	147	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
不動産業界との連携を図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部への事務費は必要不可欠です。また、隔年でポスターを作成するなど、区民への事業周知に役立っています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢、障害、子ども、総合支所といった関係課で事業の内容について検討する機会を設けました。その内容を踏まえて、平成29年12月から、住宅に関する相談についての調査を、相談窓口である各総合支所、高齢者相談センターおよび当事業の協力不動産店で実施し、平成30年3月末時点で結果を集計するなど、改善に向けた検討を行っています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者が民間賃貸住宅の賃貸契約を結ぼうとしたとき、年齢や単身世帯であることを理由に契約を拒否される事例が少なくありません。この状況を改善するため、民間賃貸物件の家主や不動産店の理解と協力を得るための制度改善が求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全てで、住宅に困窮している高齢者への住宅の提供、あっせん等の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	不動産関係業者等との連携を図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力が必要不可欠であり、事務費は必要不可欠です。また、事業周知用ポスターは、コスト削減のため隔年での制作としています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	協定による申請者の希望に合った物件の情報提供を行う相談協力店の指定等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	本事業は、平成4年事業開始時における地上げによる立ち退き等、不本意な転居を余儀なくされる場合に限られ、高齢者に対する賃貸契約への不安や、所得低下による住み替え希望等の現在の高齢者の住宅に関するさまざまな課題に対応できる事業とはなっていません。課題に対応するためには賃貸物件を所有している家主に対し、高齢者と賃貸契約を結ぶことで感じるリスクを軽減する工夫を行う等、現実的な事業となるように事業の再構築が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	平成29年12月から、各総合支所、高齢者相談センターおよび当事業の協力不動産店で住宅に関する相談内容を記録し、集計することで、どのような傾向があるか調査しました。その結果、収入減等の理由で今より賃料の安い物件への転居を希望する相談件数が全体の約1/3を占め、家族や仕事の都合で転居せざるを得ないケースも少なくないことがわかりました。平成30年度はその結果をもとに、区民がより活用しやすい事業となるよう、対象要件の見直しや債務保証制度を利用しやすくする仕組み等について検討しています。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	3	住宅に関する事業として、相談は継続的にあります。しかし、立ち退きを求められている高齢者など本事業に該当する内容は減少しています。
② 事業の効果性	2	住宅に関する相談のきっかけとして本事業は効果的です。しかし、立ち退きを求められている高齢者など本事業に該当する内容は減少しています。
③ 事業の効率性	3	賃貸住宅を探している高齢者にとって、ワンストップで複数の不動産店に希望の物件があるか確認できることは効率的だと言えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	現在の事業内容では、立ち退きを求められていることが要件となっている等、対象が限られているため、ほとんどの相談者が対象にならない実状があります。しかし、総合支所等では住宅に関する相談は少なくないため、より広く区民が活用しやすい事業にすべきだと考えています。 事業の効果性をさらに上げるため、時代背景にあった区民のニーズを十分に調査しながら、対象要件の見直しや債務保証制度を利用しやすくする仕組みとなるよう、新たな事業として構築します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者世帯居住安定支援事業	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要

事業の目的	民間賃貸住宅の取壊しで、立退きを求められている高齢者の世帯に対して、転居後の家賃等の一部を助成することにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図ります。
事業の対象	廃止前の港区高齢者等民間賃貸住宅住み替え家賃等助成事業実施要綱に基づき、家賃等の助成を受けている世帯で、次のすべての要件を満たす世帯 ①世帯の所得が、3,228,000円を超えていないこと。②自己又は同居する人が、住宅を所有していないこと。③区の指定する公営住宅の申込みを行うこと（公営住宅に落選した証明を提出）。
事業の概要	平成18年3月31日をもって新規受付は、終了しています。 それ以前に決定された者について港区高齢者等居住安定支援事業実施要綱に定める要綱第3条第2項【契約更新料】、第4条第1項第1号イ（イ）【家賃助成額】、第18条第2項【火災保険料】のただし書き「区長が特に認めるとき」の取扱いの特例措置（※）に基づき事業を継続しています。 ※特例措置とは、次の①から③の対象世帯は、平成19年4月以降においても、当分の間、契約更新助成の廃止、家賃助成の減額及び家主に対する火災保険料助成の廃止を猶予する措置のこと。 ①平成18年の世帯全員の住民税が非課税であること。②世帯に介護保険法に基づく要介護1～5の認定を受けている者がいること。③世帯の預貯金合計が1人世帯は300万円以下とし、世帯の人数が1人増すごとに100万円を加算し、それ以下であること。
根拠法令等	港区高齢者世帯等居住安定支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	助成世帯数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	10	8	80.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	8	6	75.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	6	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成18年3月31日で新規受付を終了しており、年々死亡や施設入所による転出等の理由で減少しています。 平成30年5月現在で助成対象者は、5人です。 事業開始当初からの住宅確保支援という事業目的を果たしています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	11,762	10,905	0	0	857	0	-3,339	0	8,423	8,334	99%
平成29年度	8,167	7,795	0	0	372	0	0	0	8,167	6,062	74%
平成30年度	5,601	5,267	0	0	334	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	年々死亡や施設入所による転出等の理由で対象者が減少しているため、予算額・決算額ともに減額しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成18年3月31日をもって、新規受付を終了しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区で実施している場合でも助成限度額を2万円～4万円としておりますが、港区は家賃が高額であることを踏まえると、他区より助成限度額が高くなっています。
コスト削減の 工夫・余地	転居後の家賃と転居前の家賃との差額（毎月）、契約更新料（契約更新時）及び火災保険料（毎年度1回）について金銭給付する事業であるため、実施手法や実施主体の観点からコスト削減する余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	新規受付は終了していることから、現行維持とします。
事業の課題	新規受付は終了しており、現在助成を受けている特定の者を対象とした事業となっております。
次年度へ向けた 事務の改善点	新規受付は終了していることから、現行維持とします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	住宅困窮者の居住安定を図るため、事業継続は必要です。
② 事業の効果性	4	本事業によって、住宅困窮者の居住安定が図られています。
③ 事業の効率性	4	既に新規受付を終了していますが、当初の目的は達成しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	住宅困窮者の居住安定の観点から、現在事業を利用している対象者に限り、助成を継続していきます。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者家事援助サービス	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域で安心して暮らせる基盤の整備		

事業概要

事業の目的	家事等が困難で日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣し、高齢者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援します。
事業の対象	区内に住所を有する人で、65歳以上のひとり暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯の人で ①自立判定者（介護認定の未判定者を含む） ②基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者 ③介護保険の介護認定で要支援1・2の人 ※②と③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。 ※ 家族と同居であるが、日中長い時間ひとりになるなど、支援が必要な人についても対応しています。
事業の概要	衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買い物等の家事の援助をします。 自立判定者・基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者・要支援1の人は週2時間まで、要支援2の人は週3時間までの利用に限ります。 生活保護受給者： 無料 住民税非課税者： 120円 上記以外の者： 200円 ※ おおむね6か月ごとに高齢者相談センターが状況調査（アセスメント）を実施し、事業継続の必要性を判断します。
根拠法令等	港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱

事業の成果

指標	指標 1	延べ利用者数			指標 2	延べ派遣時間			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	1,500	1,026		68.4%	平成28年度	7,488		5,995	80.1%	平成28年度
平成29年度	1,000	750	75.0%	平成29年度	5,190	4,294	82.7%	平成29年度				
平成30年度	880	—	—	平成30年度	4,700	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
事業目的に則した申請受付を実施しているため、一時的な利用者が増えています。継続の利用者については、状況調査により介護保険への移行手続きを行い、介護保険サービスや総合事業につないでいくため利用者は減少しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	17,830	17,830	0	0	0	0	-2,732	0	15,098	14,520	96%
平成29年度	12,628	12,628	0	0	0	0	0	0	12,628	10,257	81%
平成30年度	11,491	11,491	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
利用目的を明確化することで、過大なサービス供給を抑えるとともに、必要に応じて介護保険サービスや総合事業への移行手続きを進めたことで、利用者数の減少及び決算額の減額が実現しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	介護保険サービスの対象とならない、病気やケガ等の緊急時など日常生活に支障のある高齢者にとって、当事業を利用することで、安心して日常生活を送ることができます。また介護保険サービスにつながるきっかけとなる事業でもあるため、ひとり暮らし高齢者等にとって家事援助サービスは必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区内ほとんどの自治体で家事援助サービスに類するサービスは行われています。ただし、対象者要件に「自立」「要支援1・2」の両方が含まれているのは港区のみとなっています。
コスト削減の余地 工夫・余	高齢者相談センターが、利用者全員に対して6か月ごとに状況調査を実施することにより、区の事業である家事援助サービスについて適正に利用されると同時に、介護保険サービスや総合事業へ適切に移行されています。
委託の有無	全部委託 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/>
委託の内容	発注者が利用決定した高齢者世帯にホームヘルパーを派遣し、生活援助に関するサービスを提供します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	介護保険サービスや総合事業が優先となるため、引き続き申請時や6か月ごとにきめ細やかな状況調査を実施することで、家事援助サービスの対象である申請理由や利用目的の明確化が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	介護保険サービスなど、新たな支援につなぐ事業としているため、申請時に利用者の申請理由及び身体状況などを確認するとともに、状況によっては介護保険サービスや総合事業が優先になることを十分に説明し、利用者の理解を得たうえで受け付けています。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	状況調査の徹底により適正なサービス利用につながり、利用件数は減少しています。しかしながら、本事業は介護保険サービスの対象とならない病気やケガ等で緊急状態になり、日常生活に支障のある高齢者を支援する事業であり、また介護保険サービスにつながるきっかけとなる事業のため継続することが必要です。
② 事業の効果性	4	6か月ごとの定期的な状況調査の実施により、当事業を必要とする人にサービスを適正に提供することができており、効果的です。
③ 事業の効率性	4	各高齢者相談センターによる対象者の身体状況やサービス利用内容等の状況把握をすることは、孤立化を防ぐなど、他の支援へつなげるためにも効率性が高いです。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	高齢者家事援助サービス事業は、高齢者相談センターによる申請時の判定とおおむね6か月ごとの状況調査により、必要な対象者に実施されています。 平成28年4月から基本チェックリストによる総合事業対象者を追加したことで、事業目的に則した利用が実現し、さらに介護保険の介護認定対象者については、認定手続きを案内し、介護保険サービスへの移行を実施しています。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	通院支援サービス事業	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度の対象にならない医療機関での待ち時間において付き添いを提供することにより、高齢者の医療機関への通院機会の保障を図り、高齢者の在宅生活を維持します。
事業の対象	区内に住所を有する要介護1以上の人で、ケアプランに訪問介護（通院介助）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人 ※上記の人で介護保険の2号被保険者の人も含む
事業の概要	<p>病院内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービス提供します。（ただし、身体介護を行う介護保険制度の対象となる場合を除きます。）</p> <p>【自己負担金（1時間あたり）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般：250円（30分毎100円加算）</li> <li>・ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者70円（30分毎30円加算）</li> <li>・生活保護受給者：無料</li> </ul> <p>【派遣回数】</p> <p>月3回、1回3時間まで</p>
根拠法令等	港区高齢者通院支援サービス事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	延べ利用人数			指標2	延べ派遣回数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	3,792	3,336		88.0%	平成28年度	6,067		5,308	87.5%	平成28年度
平成29年度	3,792	3,628	95.6%	平成29年度	6,067	5,717	94.2%	平成29年度				
平成30年度	3,456	—	—	平成30年度	5,875	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果 延べ利用人数、延べ派遣回数ともに実績は伸びています。今後も同程度の実績が見込まれます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	23,756	23,756	0	0	0	0	-2,335	0	21,421	19,996	93%
平成29年度	22,761	22,761	0	0	0	0	-325	0	22,436	20,018	89%
平成30年度	20,575	20,575	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 延べ利用人数、延べ派遣回数の増加と共に決算額も増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	通院支援サービスの運用の仕組みについて、ケアマネジャーなどの事業者へ定期的に周知をしました。 また、事業者が適正に事業を実施しているかのチェック機能を確立します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	現在は、通院に家族が付き添うことが難しい場合が少なくなく、今後も需要は増加すると予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	通院支援事業に類する事業を行っている自治体は、区内では港区と文京区のみです。 また、通院支援事業単独での実施や、要件を要介護1以上からにしているのは、港区のみです。
コスト削減の工夫・余地	毎月請求の際に利用者一人ずつの実績報告書の提出で、介護保険サービスの身体介護と重複することなく、通院支援サービスの適用となるサービスのみが対象となるので、適正な支出となっています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	訪問介護事業者が、通院時における院内の付き添いをしています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	通院支援サービスと、院内における身体介護等の介護保険適用範囲の境界線が曖昧な部分が多いため、「どのような場合で、通院支援サービスに当たるのか」という基準を明確に、利用者へ伝えていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	通院支援サービスの運用の仕組みについて、対象や減免に関する変更申請の必要性など周知を事業者へ定期的に行い徹底していきます。 また、事業者が適正に通院の支援を実施できているかのチェック機能を確立する必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	介護保険サービスの適用とならない病院内の待合時間を、区の通院支援サービスとして実施することは、切れ目のない支援として必要です。
② 事業の効果性	4	介護保険の訪問介護と併せての利用が条件のため、自宅から病院内、帰宅といった通院の支援は対象者の通院時の安心につながるサービスであり、効果があるとと言えます。
③ 事業の効率性	4	当事業の申請は、ケアマネジャーが作成するケアプラン表と申請書を高齢者相談センターへ提出することで完了します。申請の際に利用者や家族に対し、手間をかけることなく負担が少ないため、申請から決定までの手法は効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	通院時の院内での待合について、付き添いを行うことで、高齢者の安全・安心な通院を可能にし、家族の負担軽減にもつながっています。 この点から、高齢者の安心した通院機会を確保することができ、在宅生活の継続を可能にしていることから、当事業を継続していくことは必要です。

評価対象

事務事業名	高齢者生活管理指導員派遣	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した生活の支援		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する支援等を行い、要介護状態への進行を予防し高齢者福祉の増進を図ります。
事業の対象	基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者
事業の概要	基本的な生活習慣の欠如等により、居宅が「もの屋敷」化している人に対して、高齢者相談センターや総合支所など関係部署の十分な検討の後、受注者のホームヘルパーを「生活管理指導員」として派遣し、室内清掃を実施します。排出された「もの等」については、必要に応じて清掃リサイクル事務所の協力を得て処理します。その後、関係部署の連携により、社会適応が困難な高齢者の日常生活についての支援等を継続して実施します。
根拠法令等	港区高齢者生活管理指導事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	高齢者生活管理指導回数			指標2	訪問調査数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	4	0	0.0%	平成28年度	4	1	25.0%	平成28年度			
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度				
平成30年度	2	—	—	平成30年度	2	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
平成29年度は4件の相談を受け、訪問などによる調査の結果、1件実施いたしました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	724	724	0	0	0	0	-690	0	34	27	79%
平成29年度	372	372	0	0	0	0	0	0	372	174	47%
平成30年度	370	370	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
平成29年度は1件の実施があったため、決算額が増加しました。  
平成30年度も1件の実施を見込んでいます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	溜めてしまったもの等の処理経費を負担できるだけの経済力がなく、継続した生活指導が必要な高齢者がいます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	足立区では「足立区環境の保全に関する条例」(通称：ごみ屋敷条例)を制定し、最大100万円までの撤去費用を区が負担していますが、本人の日常生活管理指導までを実施するものではありません。
コスト削減の工夫・余地	本事業以外の方法で、溜めてしまったもの等の処理等ができないか、本人、関係者、高齢者相談センター等と十分検討したうえで必要性があると判断した場合に実施します。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	家庭訪問を重ね日常生活に関する支援指導等を行います。生活管理指導員として受注者から派遣されるホームヘルパーが、社会適応が困難な高齢者の日常生活について、支援や指導等の業務を行います。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	マンション等の集合住宅を対象とする場合、溜めてしまったもの等の搬入場所、収集時間の調整等の問題があり、近隣住民の理解が不可欠です。 また、精神の疾患や認知症の疑いのある対象者について、本事業を実施後に「物取られ妄想」に陥ることがあります。この場合、対象者が区や高齢者相談センターを信用しなくなり、その後の支援に悪影響を及ぼすケースがあることから、事前に慎重な意思確認が重要です。
次年度へ向けた事務の改善点	どのような場合に、本事業の対象となるのか、相談することが可能なか明確な判断基準が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	基本的な生活習慣の欠如や、対人関係不成立等の社会適応が困難な在宅高齢者に対して生活管理指導するためには、今後も継続して事業を実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	民間の一般的な専門業者によって部屋のもの等を処理することはできます。しかし、本人の生活管理を指導し、日常生活の支援をするためには本事業のようにホームヘルパーを活用する実施手段が有効です。
③ 事業の効率性	4	在宅介護に関する専門的な技術・ノウハウと経験を有するとともに、不定期の区による業務実施要請に対して、迅速に対応可能な事業者へ委託する手法は効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	本事業は対象者が限定的であり、他の方法でいわゆる「もの屋敷」の改善ができないか、高齢者相談センターや総合支所等と十分検討したうえで実施しているため、年間実績は1～2件程度となります。しかし、高齢者相談センターや総合支所には、高齢者の「もの屋敷」に関する苦情や相談が数多く寄せられており、ごみ等ものの中で暮らす高齢者自身の健康状態だけでなく、悪臭や害虫などの被害が地域の問題となっているケースもあります。こうした実態を勘案すると、引き続き本事業を実施する必要があります。 今後も、高齢者相談センターや総合支所等の各機関と連携を図りながら、事業対象者がどうか判断するため、対象者と関係機関でのヒアリングのもと、必要性についてアセスメントを行います。最終的に本人が清掃を拒否したり他のサービスにつながる等、事業実施に至らないケースが大部分です。このようにヒアリングを積み重ね慎重に判断することで、適切な結果につながっているため、本事業手法については適当であり、継続とします。一方で相談件数は伸びていることから、明確な判断基準を作成するなど引き続き関係機関への説明や周知を強化していくことが重要です。

評価対象			
事務事業名	高齢者等紙おむつ給付及びおむつ代助成	開始年度	平成 6 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	<p>&lt;おむつ給付&gt; 身体機能が低下しても、高齢者が快適に日常生活を送ることができるよう生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図るため紙おむつの現物を給付します。</p> <p>&lt;おむつ代助成&gt; 区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成します（限度額 月額10,000円）。</p> <p>※ただし、同じ月におむつの給付とおむつ代助成の併用はできません。</p>
事業の対象	① 区内に住所を有する介護認定「要支援1」以上で、常時臥床及び失禁状態にある人
事業の概要	<p>&lt;おむつ給付&gt; 【給付内容】 61種類のおむつの中から給付限度の範囲内で選択する方式です。 給付限度点数100点までは、自己負担金500円です。 給付限度点数100点を超える追加注文も可能です。 (1点当たり100円の計算で追加分の費用を自己負担金とともに支払います。)</p> <p>【給付方法】 委託業者が月1回指定の場所に配送します。 ※随時や隔月などの配送も可能です。</p> <p>【利用者負担金】 月額500円（都内配送） ※都外配送の場合は、配送料金+自己負担金500円</p> <p>&lt;おむつ代助成&gt; 【助成内容】 区が給付する紙おむつの使用を認めない医療機関に入院する場合、月額10,000円を限度に、支払ったおむつ代を助成します。 4・8・12月の年3回の請求に基づき助成します。</p>
根拠法令等	港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

事業の成果												
指標	指標1	おむつ給付の月平均利用者数			指標2	おむつ代助成の月平均利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1,673	1,724	103.0%	平成28年度	28	27	96.4%	平成28年度			
	平成29年度	1,720	1779	103.4%	平成29年度	27	25	92.6%	平成29年度			
平成30年度	1,829	—	—	平成30年度	30	—	—	平成30年度				
指標から見た事業の成果	おむつ給付の月平均利用者数は微増し、おむつ代助成の月平均利用者数は微減していますが、両方とも継続して一定のニーズはあります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	167,748	167,748	0	0	0	0	7,387	0	175,135	175,000	100%
平成29年度	174,004	174,004	0	0	0	0	9,843	—	183,847	183,399	100%
平成30年度	186,063	186,063	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	高齢者人口の増加に伴い、希望者が増え事業費は増加しています。 平成29年度の一人当たりの利用金額は、平均8,099円と増加傾向にあります。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	介護が必要な高齢者数の増加に伴い、今後も紙おむつに係る需要は増加傾向が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区すべて実施しています。 ただし、対象者要件は要介護以上である区がほとんどで、要支援1以上から利用できるのは23区内では港区のみです。 なお、助成上限金額の10,000円は23区で最高額です。
コスト削減の 工夫・余地	利用者に対して、紙おむつの使用を必要としなくても済むよう介護予防事業を案内したり、必要以上の量のおむつを注文をしないように定期的に注意喚起するなど、区負担の軽減に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	おむつの給付 ・ 給付対象者名簿の管理、対象者からの受注等受付 ・ 製造元への発注・対象者別個別梱包・発送 ・ 対象者からの未使用品の回収 ・ 対象者からの自己負担金の徴収 ・ 区からの連絡事項の周知
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	要介護及び要支援認定者の増加に伴い、紙おむつ給付申請件数が増加すると予想されることから、今後も委託料の増加が見込まれます。
次年度へ向けた 事務の改善点	介護予防事業の一環として、生活習慣の改善や筋力低下を抑えるような健康体操や講座などのプログラムを通して、尿漏れや失禁防止などに効果のある内容を取り入れたり、介護予防事業の周知を継続して行います。 また、平成29年度に実施した「給付量の適正化」のチラシを各戸配布する取組や、パンフレットや窓口で利用者やその家族、さらにケアマネジャーを対象とした説明会等でケアマネジャーに、必要以上のおむつ給付にならないよう月ごとに給付量の調整ができることを周知するとともに、理解、協力を促がす取組を継続します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民の要望は高く、事業の実績も増加していることから、今後も継続していくことが必要です。
② 事業の効果性	4	紙おむつの給付は実績増となっています。おむつ代の助成についても区が給付するおむつの使用を認めない医療機関が少なくなく、効果性は高いと評価できます。
③ 事業の効率性	4	ねたきりかつ失禁状態の高齢者に紙おむつ給付で在宅生活を支援しており、有効な手法です。また、おむつ代助成では医療機関に支払ったおむつ代金の一部を助成することで介護者の経済的負担の軽減を図り、有効な手法です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>本事業は、紙おむつが必要な高齢者の快適な日常生活を生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担や経済負担の軽減にもつながっています。利用者や家族から、感謝の言葉が多く寄せられています。</p> <p>快適な日常生活を支援するためには、要支援者も対象としている効果は高いと言えることから、今後も事業の継続が必要です。</p> <p>引き続き紙おむつの給付量の適正化に取り組み、必要量を調整できる仕組みとして、過剰な給付により無駄にならないよう受給者が適正なおむつの分量を毎月ではなくても数か月をまたいで注文していただけるよう、継続的にして周知していきます。</p>
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	ねたきり高齢者寝具乾燥消毒	開始年度	昭和 48 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	在宅で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善します。
事業の対象	区内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人
事業の概要	寝具の乾燥消毒を毎月（年12回、うち1回は水洗い）、寝具乾燥車を配車して実施します。 <利用者負担> ・寝具1組（乾燥消毒）：150円 ・掛布団1枚（水洗い）：300円 ・敷布団1枚（水洗い）：300円 ・毛布 1枚（水洗い）：50円 ※水洗いは毎年1月に実施します。
根拠法令等	港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	利用件数			指標2	新規申請者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	400	350	87.5%	平成28年度	20	22	110.0%	平成28年度			
平成29年度	400	281	70.3%	平成29年度	20	28	140.0%	平成29年度				
平成30年度	325	—	—	平成30年度	30	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
平成29年度は前年に比べ新規申請者数は増加しましたが、全体の利用件数は減少しました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	881	881	0	0	0	0	0	0	881	853	97%
平成29年度	923	923	0	0	0	0	0	0	923	672	73%
平成30年度	898	898	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
利用件数減に伴い平成29年度の決算額も減少しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	要介護高齢者の増加にともない、今後も引き続きの区民ニーズが見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区中、港区を含む21区で同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	毎年、競争入札で業者決定をするとともに、地区ごとに日程を調整することで効率的に配車するなど、経費節減を図っています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	寝具乾燥消毒を年11回、水洗い消毒を年1回行います。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	要介護3以上で本サービスが必要な人に、本事業が行き届くよう、ケアマネジャーをはじめ、高齢者相談センター、ふれあい相談員、総合支所等を通して、一層の周知が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	羽毛布団など寝具の多様化からコストがかかる洗浄が必要な場合も少なくなく、財政面での調整が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	今後も区民ニーズや要望が見込まれ、事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	在宅の要介護高齢者の衛生保持に効果があります。
③ 事業の効率性	5	寝たきりの高齢者宅に、直接寝具乾燥車を配車し、その場で寝具の乾燥等を実施することができるので、在宅の高齢者にとって効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	高齢者が地域で衛生的な生活をするために、臥床環境を整えることは、今後も区民ニーズ、要望が見込まれるため、事業の継続が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者福祉キャブ及び緊急移送サービス運行事業	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	<p>&lt;高齢者福祉キャブ&gt;寝たきりの高齢者、または車椅子を使用しなければ歩行困難な人の移動手段を確保するため、福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）を運行しています。</p> <p>&lt;緊急移送サービス&gt;福祉キャブ利用者が緊急時に民間救急移送サービスを利用する場合に、費用の一部を助成することにより、高齢者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。</p>
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人</li> <li>・おおむね60歳以上で、下肢が不自由な人</li> </ul>
事業の概要	<p>&lt;高齢者福祉キャブ&gt; 福祉キャブ利用カードを交付し、高齢者の社会参加を促進しています。 【福祉キャブ運行台数】5台（障害者福祉課分の1台とあわせて合計6台で運行しています。） 【予約方法】 運行委託業者に利用者が直接申し込み(利用日の1ヶ月前からの予約) 【運賃】 普通車タクシー料金と同じ 【利用区域】 出発地または到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市 【介助人利用助成】 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人分の2,160円を助成します。</p> <p>&lt;緊急移送サービス&gt; 夜間の緊急時等福祉キャブの利用が困難な場合に利用します。 【受付・運行時間】 24時間 【運賃】 ハイヤー料金と同額 【利用者負担】 ①利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額 ②利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額</p>
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区福祉キャブ利用カード交付要綱</li> <li>・港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱</li> </ul>

事業の成果

指標	指標1	福祉キャブ延べ利用人数			指標2	介助人利用助成件数			指標3	緊急移送サービス延利用件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	7,100	6,609		93.1%	平成28年度	443		113	25.5%	平成28年度
平成29年度	6,650	7,228	108.7%	平成29年度	130	233	179.2%	平成29年度	10	6	60.0%	
平成30年度	7,905	—	—	平成30年度	250	—	—	平成30年度	7	—	—	

指標から見た事業の成果  
福祉キャブの利用者及び、介助人利用ともに増加しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	36,389	28,374	0	8,015	0	0	-305	0	36,084	35,343	98%
平成29年度	37,171	29,235	0	7,936	0	0	-67	0	37,104	36,610	99%
平成30年度	37,171	29,190	0	7,981	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
病院受診や余暇活動に利用されることが多く、高齢者にとって必要な外出の支援となっており、高齢者福祉キャブと緊急移送サービス事業の統合や、仕様書の内容の見直し等を実施していますが、事業費は増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	緊急移送サービスを福祉キャブ事業の補完として利用することで、福祉キャブの利便性を高めています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	通院の利用者が主でしたが、近年ではデパートやいきいきプラザなど余暇を目的とした外出など行き先が多様になり、今後も利用者が増加することが予想されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区中18区と、ほとんどの区で実施していますが、介護度による制限、利用回数を限定するなど様々な利用条件があります。 港区は介護度による制限、利用回数の制限を設けず、歩行困難な高齢者の外出の機会を確保しています。
コスト削減の工夫・余地	毎年競争入札により、運行事業者を決定しコスト削減に努めています。 また、緊急移送サービスは、件数は年間10件以下ですが「福祉キャブの予約が取れない」「急なキャンセルが生じる」等、緊急時に福祉キャブ事業の補完をする重要な役割を果たしています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	港区福祉キャブ利用カードの交付を受けた者を対象に、予約の受付、単向運行等の業務を行います。 また、当日に申込みを受け付けた場合は、原則緊急移送サービスとして運行しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	福祉キャブの利用予約は1か月前からの先着順に受け付けているため、入札により事業者が変更になった場合の予約受付方法、利用者への事前周知等について検討が必要です。 また、長期継続契約等の契約形態も含めた見直しが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	予約が重なったり、急なキャンセルが生じた場合の対応について、事業者に聞き取る等現状の把握に努め、必要に応じて改善を図る必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	一般の交通機関を利用することが困難な人が利用するサービスであり、大部分は病院受診に利用されています。また、ここ数年はデパートやいきいきプラザなど行き先が多様化するなど、地域での重要な外出支援となっています。
② 事業の効果性	4	指標では、利用件数に関して100%近い達成率となっているため効果性は高いです。
③ 事業の効率性	4	当事業は迎車料金がかからずタクシー料金と同額で利用でき、乗降・降車の介助を行い、安全に外出を支援するサービスです。その点から福祉キャブの運行は高齢者の外出に対して効率的に支援を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>利用件数も毎年多い状態が続いており、歩行困難な高齢者等の移動手段を確保する必要性は高く、事業の継続が必要です。</p> <p>また、緊急移送サービスについては、突然の事故や病気、夜間の緊急時における配車手配を可能とし、さらには福祉キャブの予約が困難な場合の補完的なものとして継続は必要です。</p> <p>事業者変更時の予約受付方法や、利用者への周知方法の検討、また事業者にとって支援が必要な高齢者等に対する対応が適切にできる乗務員の確保・教育等を安定的に実施できるようにするためにも、長期継続契約を含めた契約方法の見直しについて検討します。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 189

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	高齢者福祉理美容サービス	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

## 事業概要

事業の目的	在宅で寝たきりの状態にある高齢者に、理美容登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人を対象としています。
事業の概要	<p>【所得制限】 なし</p> <p>【実施回数】 年6回まで</p> <p>【利用者負担】 1回500円</p> <p>【有効期間】 4月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>【利用方法】 港区福祉理美容協力店名簿（60店舗）・港区福祉美容協力店名簿（31店舗）に登録された店で利用できます。（平成30年6月現在）</p>
根拠法令等	港区福祉理美容登録カード交付要綱

## 事業の成果

指標	指標1	登録者数（年度末）			指標2	利用延件数			指標3	協力登録店数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	700	574	82.0%	平成28年度	1,086	1,019	93.8%	平成28年度	98	94	95.9%
平成29年度	700	526	75.1%	平成29年度	1,148	944	82.2%	平成29年度	94	91	96.8%	
平成30年度	561	—	—	平成30年度	1,050	—	—	平成30年度	91	—	—	
指標から見た事業の成果	登録者数、利用件数とも、前年度から減少しました。											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	6,516	6,516	0	0	0	0	0	0	6,516	6,114	94%
平成29年度	6,889	6,889	0	0	0	0	0	0	6,889	5,668	82%
平成30年度	6,305	6,305	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	登録者数、利用件数が前年度から減少したため、予算額も減少しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	今後の需要については、介護が必要な高齢者の増加とともに登録者数の増加が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区において同様のサービスを実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	訪問理美容サービスは、利用者の自宅へ出張してサービスを行うため、理美容店の人手不足になり協力登録店の辞退が少なくなく、協力登録店減少が課題となっており、このような理由から、金額を下げることは望ましくありません。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	在宅で生活する寝たきりの状態にある登録者宅に、理美容師を派遣し、理美容サービスを実施します。
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	利用者の自宅へ出張してサービスを行うため、理美容店の人手不足からか協力登録店の辞退が少なくなく、協力登録店の確保が課題です。
次年度へ向けた 事務の改善点	最新の理美容店の協力登録リスト管理を正確に行うとともに、協力店の新規開拓及び継続ができるよう働きかけに努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者人口の増加により、今後も需要の増加が見込まれます。在宅高齢者の保健の向上のために、理美容サービスの必要度はきわめて高いため必要です。
② 事業の効果性	4	ねたきり状態の高齢者の清潔と生活の質が保たれているとともに、介護家族の負担軽減にも効果があります。
③ 事業の効率性	4	理美容師が自宅に来てくれることは、寝たきり高齢者にとって、生活の質の向上かつ家族介護の軽減を図るうえで効率的です。一方で、協力登録店の継続的な確保を図るため、理容・美容組合への配慮など働きかけが必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	現在の制度については、在宅高齢者のニーズも高く、たとえ外出機会が多くなっても、清潔さを保ち、「おしゃれ」をすることによって生活に潤いを持てるなどという理由から、利用者から好評を得ていることから、事業継続の必要性が高いと言えます。

評価対象

事務事業名	高齢者はり・マッサージサービス事業	開始年度	昭和 28 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	高齢者に対し、はり・マッサージサービスを実施することにより、高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進を図ります。
事業の対象	65歳以上の区民
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各いきいきプラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで、健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。</li> <li>・利用料金は、1回につき1,000円です。</li> <li>・実施回数は、年間22回（各回2日間）です。</li> <li>・1回あたり定員60人（1日30人×2日間）です。</li> <li>・各回「広報みなと」で募集の周知をし、実施施設で直接受け付けます。</li> <li>・はり・マッサージの施術は、港区視覚障害者福祉協会に事業委託しています。</li> </ul>
根拠法令等	港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	利用者数			指標2	実施回数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	952	725	76.2%	平成28年度	22	22	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	853	775	90.9%	平成29年度	22	22	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	828	—	—	平成30年度	22	—	—	平成30年度		—	—

指標から見た事業の成果  
平成29年度は前年度に比べ、利用者数が50名増加しました。広報みなと高齢者サービス特集号などの周知の成果が表れたと見えます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,943	4,943	0	0	0	0	-955	0	3,988	3,987	100%
平成29年度	4,939	4,939	0	0	0	0	0	0	4,939	3,983	81%
平成30年度	4,017	4,017	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
港区視覚障害者福祉協会への委託料は、利用者数には左右されないため、増減はありません。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	平成29年度は、利用者数の拡大に向け、広報みなと高齢者サービス特集号にて本事業の周知を行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	比較的安価であり・マッサージが受けられ、健康保持に役立っているとの声をいただいています。継続して利用されている方も少なくありません。 一方で、港区視覚障害者福祉協会に委託することにより、障害者雇用促進の面でも重要なニーズを果たしています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区以外の18区がマッサージサービスを実施しています。そのうち江東区、世田谷区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区は、港区同様はりも実施しています。(平成29年度区市町村における高齢者福祉施策一覧より)
コスト削減の工夫・余地	港区視覚障害者福祉協会に委託しており、施術時間ともなう人件費の兼ね合いで、委託金額を下げることは望ましくありません。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	対象者の要望を聞き取り、「はり」または「マッサージ」を適切かつ安全に実施します。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	委託先が港区視覚障害者福祉協会の特命随契であり競争性はありませんが、同協会の障害者の仕事の機会の創出という効果もある事業です。 しかし、近年は施術者の高齢化などから人手不足が課題に挙げられます。施術者一人当たりの負担が増加している傾向が見られますので、後継者確保などが今後課題として考えられます。
次年度へ向けた事務の改善点	本事業について、チラシ配布やポスター掲示など、あらゆる手法を用いて、広く区民に周知できるよう努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、港区視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあるため、事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	「健康保持に役立っている」「これからも利用したい」などという声もいただいております。事業の目的を果たしていることから有効です。
③ 事業の効率性	4	「広報みなと」等で募集を行うことで広く周知でき、実施施設で直接受け付けることは効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	昭和28年から長年継続している事業であり、例年利用者数が安定していますが、平成27年度あたりから、利用実績の低下がみられていました。広報みなと高齢者サービス特集号にて本事業の周知を行った効果からか、平成29年度は前年度から増加しました。 本事業は、高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、港区視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という意味合いも含め、今後も続けていくべき事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者無料入浴券給付	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	70歳以上（平成19年4月から対象拡大）の高齢者に対して、無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康維持を図ります。
事業の対象	70歳以上の区民
事業の概要	<p>港区（一部近隣区）内の公衆浴場で無料で利用できる「入浴券」を最大52枚給付します。                  ※申請月により、給付枚数が変わります。                  （※公衆浴場の入浴料：460円）                  有効期間：4月1日から翌年3月31日まで                  申込み：各総合支所区民課保健福祉係                  なお、平成29年度の一斉更新時に、利用頻度に合わせて、52枚、39枚、26枚、13枚というように枚数選択制を導入しました。</p>
根拠法令等	港区無料入浴券給付事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	無料入浴券利用枚数			指標2	無料入浴券受給者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	166,966	158,815	95.1%	平成28年度	6,910	6,259	90.6%	平成28年度			
平成29年度	150,875	151,551	100.4%	平成29年度	6,571	6,265	95.3%	平成29年度				
平成30年度	160,403	—	—	平成30年度	6,902	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
 平成29年度は281,661枚の入浴券を給付し、151,551枚の利用がありました。利用率は53.8%で、平成25年からほぼ横ばいです。区内浴場の利用促進にも役立っています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	78,931	78,931	0	0	0	0	0	0	78,931	75,026	95%
平成29年度	67,110	67,110	0	0	0	0	4,728	0	71,838	71,765	100%
平成30年度	72,050	72,050	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 平成29年度は無料入浴券の利用数が予算額を上回り、第4四半期の支払いに不足が生じたため、契約金額の増額を行いました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	利用者の必要枚数を調査し、一斉更新時には適切な枚数を支給することとしました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	入浴券が利用できる浴場を増やしてほしい等の要望があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	15区が入浴券等を配布しています。対象年齢は60～70歳以上です。無料券等を発行しているのは、千代田区、港区、新宿区の3区です。 入浴券ではなくICカードや入浴証等を発行している区は8区です。
コスト削減の工夫・余地	平成29年度分の一斉更新では、給付方法の見直しを行いました。これまでは一斉更新対象者は全員52枚給付していましたが、平成29年度の入浴券については、52枚、39枚、26枚、13枚というように数選択制を導入しました。このことにより、必要な枚数のみ交付することが可能になりました。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	・公衆浴場の使用（港区無料入浴券による公衆浴場の使用） ・使用済み入浴券の回収 ・使用枚数の点検
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	入浴券に発行番号を記載していますが、対象者の記名はありません。このため、浴場に入る無料入浴券持参者が、対象者本人であるか確認することができません。 また、区内利用できる浴場が廃業や営業日の縮小などにより減少しています。（現在は10か所）
次年度へ向けた事務の改善点	平成29年度分一斉更新では枚数選択制を導入しました。これにより、真に必要な分のみ利用されることが期待されます。今後も引き続き対象者の見直し等も行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	区民に好評であり、利用実績も高く、区内浴場の振興にも寄与する事業であるため、継続が必要です。
② 事業の効果性	4	高齢者が浴場に足を運び入浴することで健康維持につながるるとともに、積極的な外出のきっかけとなり、生活意欲の向上につながるため、効果的です。
③ 事業の効率性	4	一斉更新時は、より正確に給付できるよう、申請受付後、郵便書留により入浴券を送付しています。これ以外の場合は支所で窓口交付しており、効率的な手法を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	本事業は、高齢者の外出の機会の創出や衛生面の保持に役立っており、ニーズは高いです。 また、公衆浴場を利用する機会の創出という面も同時に持っていることを踏まえ、事業継続は必要です。 70歳以上の高齢者が増加していく中で、財政面の見地からも給付方法や対象など必要に応じて見直しを行いながら、持続的な事業にしていく方法を検討していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者サービス改善	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地位での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	高齢者福祉サービスにおける苦情を解決し、高齢者福祉サービスの質を向上するため、第三者の立場から学識経験者等の専門的視点により助言・提言等を受け、高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上をめざします。
事業の対象	介護保険サービス・高齢者福祉サービスの対象となる区民とその家族
事業の概要	<p>「高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」を設置しています。</p> <p>[委員構成] 保健福祉、医療、法律、消費生活各分野からなる5名の委員で構成</p> <p>[所掌事項] 1 区で受け付けた介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの苦情解決に関する事項 2 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの評価に関する事項 3 その他必要な事項</p>
根拠法令等	高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会設置要綱

事業の成果

指標	指標1	委員会開催回数			指標2	苦情件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	4	3	75.0%	平成28年度	8	3	37.5%	平成28年度			
	平成29年度	4	3	75.0%	平成29年度	8	6	75.0%	平成29年度			
	平成30年度	3	—	—	平成30年度	6	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	ふれあい相談員による相談業務や高齢者福祉施設・介護事業者における第三者評価の受審などにより、苦情相談等の減少しているため開催回数を減らしています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	513	257	0	256	0	0	-9	0	504	346	69%
平成29年度	516	516	0	0	0	0	0	0	516	313	61%
平成30年度	363	182	0	181	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成28年度、29年度の決算額に合わせ、平成30年度の予算額を減額しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区で受け付けた介護・高齢者福祉サービスの苦情について、第三者機関による専門的な検討や助言が求められています。また、これらをもとにした、介護・高齢者福祉サービスの不断の改善が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	品川区介護保険制度推進委員会
コスト削減の工夫・余地	東京都の「高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」を活用することにより、収入確保に努めています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	第三者である学識経験者や専門分野の委員から助言・提言等を受けるもので委託の可能性はありません。
事業の課題	対象の多くは介護保険に係わる事例であり、被保険者が契約によりサービスを利用する際の権利擁護のための仕組みとして、区は保険者として介護保険サービスに関する苦情に対応しています。委員会の検討内容や提言等を踏まえ、福祉サービスの苦情対応や質の向上を図るためサービス提供事業者への指導や区民への周知方法などについて検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	委員会での助言・提言等を受け、サービス提供事業者への指導や高齢者福祉サービスの質の向上に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	介護・高齢者福祉サービスに関する苦情を解決し、質の向上を目的とした委員会組織の設置は必須であり、区民ニーズや要望は見込まれるため、今後も事業を継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	委員会では第三者の立場から専門的視点によりサービス提供の問題点や改善点を検討しており、事業者への指導等によるサービスの質の向上につながる取り組みの充実が必要です。
③ 事業の効率性	4	東京都の「高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」を活用するなど経費負担の削減に努めており、妥当かつ効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	介護・高齢者福祉サービスの質の向上のために委員会を設置し、第三者委員から専門的な意見を聞ける機会をもつことは今後のサービスを充実させるためには不可欠であり、今後も引き続き事業を継続する必要があります。事業を継続する中で、一層の苦情解決とサービスの質の向上につながるよう検討し、効果性を高めていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高齢者配食サービス	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部高齢者支援課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 また、食事を配達する際に、高齢者の体調や様子を確認することで安否確認をします。
事業の対象	区内在住で食事作りが困難な ①65歳以上でひとり暮らしの人 ②65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 *家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。
事業の概要	【利用者負担】 1食 270~470円 【実施回数】 1週間に7食まで、昼食・夕食を配食します。 【配食事業者】 申請時に5事業者から選ぶことができます（平成30年4月から1事業者が廃止し、2事業者が新規でサービスを開始しました。） 申請後に事業者を変更することができます。 事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。
根拠法令等	港区高齢者配食サービス事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	利用者（年度末）			指標2	食数（年間配食数）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	860	820	95.3%	平成28年度	188,766	181,304	96.0%	平成28年度			
平成29年度	863	812	94.1%	平成29年度	184,567	182,783	99.0%	平成29年度				
平成30年度	878	—	—	平成30年度	187,889	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
利用者数は微減していますが、利用食数は増加しています。配食サービスに対する満足度が配食数の増加につながっていると考えられます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	79,061	79,061	0	0	0	0	-578	0	78,483	77,044	98%
平成29年度	79,192	79,192	0	0	0	0	-2,263	0	76,929	75,073	98%
平成30年度	78,256	78,256	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
メニューにより区の負担金額も変わるため、年間配食数の増がそのまま決算額の増ということにはなっていません。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	昨年度からサービス提供事業者を1社増やし、利用者がより多くのメニューから選択することが可能とし、サービスの向上に努めました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	「配達時間を指定したい」「食数を増やしたい」「より安い料金で利用したい」等の要望があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	文京区、渋谷区、中野区、北区の4区以外は実施しています。 品川区は、地域商店等で調理したもの、世田谷区は、社会福祉法人のデイ・ホームで調理した夕食を届けています。(平成29年度調査結果から)
コスト削減の工夫・余地	複数業者(5業者)が参入しており、競争を促すことで、費用対効果を高めることができます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者及び障害者等区民の栄養管理や健康維持を図るために栄養バランスのとれた食事を自宅に訪問して提供し、同時に安否確認を行うことを目的に行う「高齢者配食サービス事業」及び「障害者配食サービス事業」について必要な支援業務を委託するものです。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	-
事業の課題	食数の実績が増加しているため今後も5事業者で実施可能か聞き取り調査を行ったところ、現在、対応可能と確認できました。 安否確認については、迅速かつ統一的な対応を図るため、「安否確認マニュアル」を平成28年6月末に作成し、各事業者、高齢者相談センター、総合支所など関係機関に配布し周知徹底しています。 また、食中毒などの事故がないよう、各事業者には各々対応マニュアルの更新及び遵守をはじめ細心の注意を払うよう随時指導をしています。
次年度へ向けた事務の改善点	食の安全改善、安否確認など、孤立しがちな高齢者に対して、適切な支援に繋ぐ有効な事業として位置づけられ、安全安心を第一に、対応マニュアルの順守に努めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	今後も高齢者数の増加が見込まれるなか、高齢者の栄養保持や、生活リズムを含めた健康維持に加えて、配達時の声かけによる見守りの効果も期待できることから高齢者のニーズが高く、事業継続が必要です。
② 事業の効果性	4	栄養バランスのとれた食事を半額の利用者負担で利用でき、また同時に安否確認が可能のため、高齢者福祉サービスとして有効です。
③ 事業の効率性	4	民間活力の有効活用の面から効果的な手段です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	配食サービスは、ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者の栄養管理や健康維持に役立っており、高齢者福祉の観点、社会情勢等からも必要性の高い事業です。 また、ふれあい相談員の訪問活動などを通じて、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を事業の目的の一つとしていることについても周知することにより、適切な支援につないでいくことができます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	